

第3次 相模原市

基 本 計 画  
処 理  
一 般 廃 棄 物

( 案 )

平成31年3月  
相模原市



# 目 次

## 第1章 計画の基本的事項

1-1 計画策定の趣旨	1
1-2 計画の位置付け	3
1-3 計画期間	4

## 第2章 ごみ処理の現状

2-1 処理体制等	5
(1) ごみ・資源の処理体制等	5
(2) し尿・浄化槽汚泥等の処理体制等	8
2-2 処理経費	11
(1) ごみ・資源の処理に係るコスト	11
(2) し尿・浄化槽汚泥等の処理に係るコスト	11

## 第3章 第2次計画の総括

3-1 第2次計画の概要	12
3-2 人口の推移	13
3-3 事業所の状況	14
3-4 ごみ処理基本計画	15
(1) 第2次計画の総括	15
(2) ごみ総排出量の推移	17
(3) 家庭系ごみ(一般ごみ)の組成	18
(4) 事業系ごみの組成	19
(5) 計画の進捗状況	20
(6) 施策の進捗状況及び課題	22
3-5 生活排水処理基本計画	25
(1) 第2次計画の総括	25
(2) し尿・浄化槽汚泥等の処理量の推移	26
(3) 計画の進捗状況	27
(4) 施策の進捗状況及び課題	28

## 第4章 将来推計

4-1	人口の見通し	30
4-2	ごみ・生活排水の将来推計	31
(1)	家庭系ごみ排出量	31
(2)	事業系ごみ排出量	32
(3)	し尿・浄化槽汚泥等排出量	33

## 第5章 目指す姿

5-1	基本理念	34
5-2	取組の柱	35
5-3	数値目標	36
(1)	ごみ処理における数値目標	36
(2)	数値目標達成に向けたごみ量等の推移	37
(3)	生活排水処理における数値目標	39
(4)	数値目標達成に向けた生活排水処理率等の推移	40

## 第6章 目標達成に向けた施策

6-1	施策の展開	41
(1)	施策体系	41
(2)	重点施策	42
6-2	ごみ処理基本計画	43
6-3	生活排水処理基本計画	63
6-4	大規模災害への備え	67
6-5	計画の推進に向けて	71

## 第7章 資料編

7-1	ごみ処理関連データ	72
(1)	全国の政令指定都市との比較	72
(2)	近隣市との比較	73
(3)	家庭系ごみ(一般ごみ)の組成の内訳	74
(4)	事業系ごみの組成の内訳	75
7-2	策定の経緯	76
7-3	相模原市廃棄物減量等推進審議会 委員名簿	77
7-4	用語集	78



分別戦隊シゲンジャー  
バンピーレッド

# 第1章

## 計画の基本的事項



## 1-1 計画策定の趣旨

### 資源循環都市を目指す

これまでの、大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会経済システムは、ごみの大量発生とその処理に伴う環境への負荷やコストの増大を招くため、廃棄物を持続可能な形で最大限活用することが求められてきました。

我が国においては、平成12年の循環型社会形成推進基本法（平成12年法律第110号）の制定を機に、リデュース・リユース・リサイクルがより進む社会経済システムの構築を目指し、各種個別のリサイクル法などの法体系の整備が進められてきました。

国際的には、平成27年（2015年）に「持続可能な開発目標（Sustainable Development Goals）」が国連において全会一致で採択されるなど、天然資源の消費を抑制し、環境への負荷をできる限り低減する、持続可能（サステナブル）な循環型社会の形成に向けた取組が進められています。



### 持続可能な開発目標（SDGs）



SDGs（エスディージェズ：Sustainable Development Goals-持続可能な開発目標）とは、世界が抱える問題を解決し、持続可能な社会をつくるために世界各国が合意した2030年までに達成を目指す17のゴールと169のターゲットです。

貧困問題を始め、気候変動、生物多様性、エネルギー等、持続可能な社会をつくるために世界が一致して取り組むべきビジョンや課題が網羅されています。

ゴール11の「住み続けられるまちづくりを」とゴール12の「つくる責任 つかう責任」に廃棄物に関するターゲットが設定されています。

### 食品廃棄物の削減など、喫緊の社会的課題の解消

近年では、食品廃棄物の削減、使用済製品からの有用金属の回収について、より一層の推進が図られており、あわせて、災害時の廃棄物処理システムの強化も進められています。

また、廃プラスチックによる海洋汚染の問題もクローズアップされており、ストローなどの使い捨てのプラスチック製品を他の素材へ転換するなどの対策が図られていますが、プラスチック製品全般に対する更なる対策が求められています。

食品ロスについては、「ゴール 12 つくる責任 つかう責任」のターゲットの中で「食品廃棄を半減させる」ことが掲げられています。



### 食品ロス

食品ロスとは、食べられる状態であるにもかかわらず、捨てられている食品のことを指します。

家庭から排出される食品ロスの主な原因は、調理時に皮を厚くむきすぎるなどの過剰除去、食べ残し、賞味期限切れ等による直接廃棄となっています。

農林水産省と環境省がまとめた「我が国の食品廃棄物等及び食品ロスの量の推計値（平成 27 年度）等の公表について」によると、日本で 1 年間に廃棄されている食品由来の廃棄物は、約 2,800 万トンで、このうち食品ロスに当たるものは、約 650 万トンに上り、国民 1 人 1 日当たりに換算すると約 140g（茶碗 1 杯分のご飯の量）に相当します。

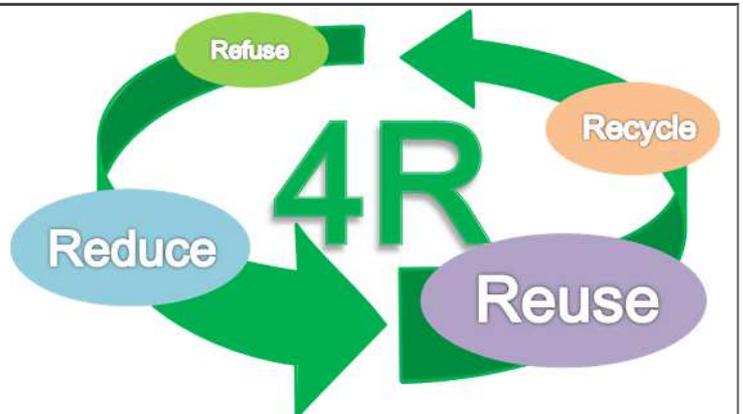
### 更なる 4 R の推進、廃棄物の適正処理等を掲げた長期的視点に立った計画

相模原市は、今後想定される最終処分場等のインフラ整備や高齢化社会に伴う人口動態の変化、また、市民のライフスタイルの変化に的確に対応して、安心して生活できる環境を維持・向上させるために、市民・事業者・行政が今まで以上に廃棄物の減量化や資源化に対する必要性を認識し、循環型社会の実現に向けて協働して取り組んでいく必要があります。

この基本計画では、4 R（発生抑制・排出抑制・再使用・再生利用）の更なる推進、一般廃棄物の適正処理、大規模な災害への備え等、持続的かつ長期的視点に立った基本的な方針を明確に示します。

- 4 R とは
- 3 R リデュース (Reduce) 排出抑制
  - リユース (Reuse) 再使用
  - リサイクル (Recycle) 再生利用
  - +
  - 1 R リフューズ (Refuse) 発生抑制

相模原市では 3 R に + 1 R を加えた 4 R を推進しています。

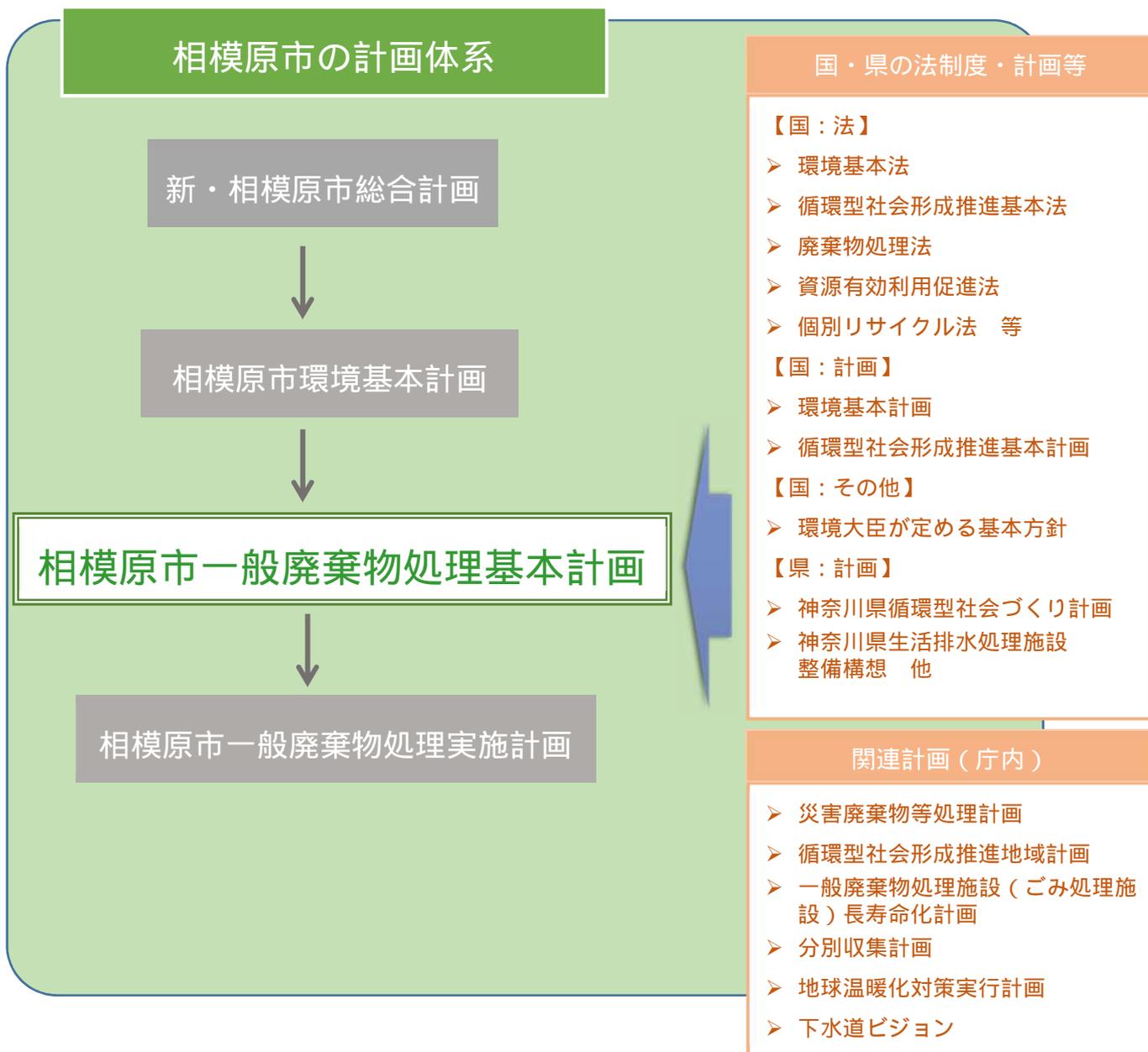


## 1-2 計画の位置付け

この基本計画は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号。以下「廃棄物処理法」という。）第 6 条第 1 項の規定及び相模原市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等の推進に関する条例（昭和 47 年相模原市条例第 12 号。以下「本市条例」という。）第 4 条第 1 項の規定に基づき策定するものであり、本市の一般廃棄物の処理について中長期的な視点から定める計画です。

なお、「一般廃棄物処理基本計画」としての位置付けに加え、循環型社会及び低炭素社会の構築を目指す計画として策定します。

図 1 - 1 相模原市一般廃棄物処理基本計画の位置付け







分別戦隊シゲンジャー  
ペットイエロー

## 第2章

# ごみ処理の現状



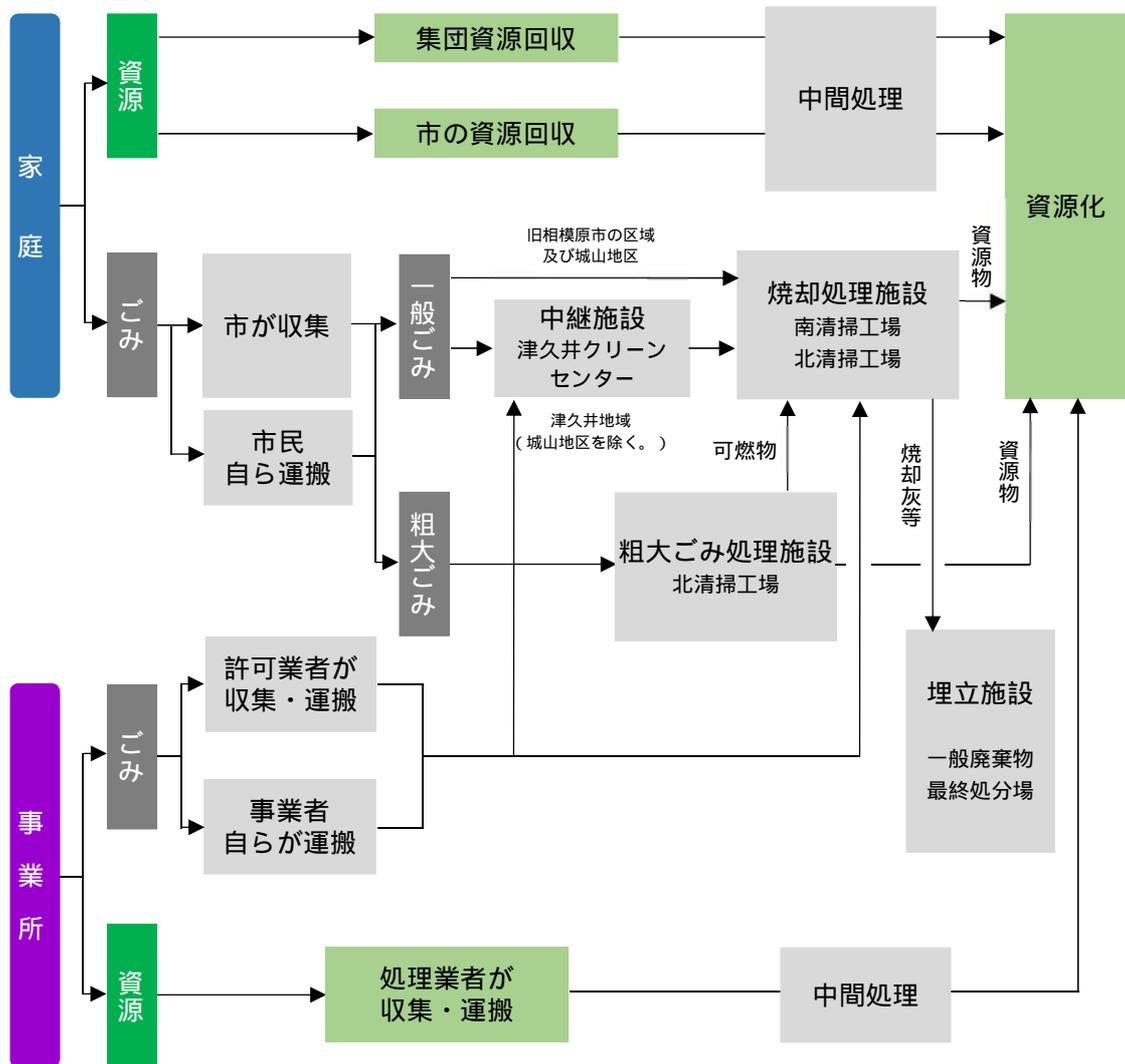
## 2-1 処理体制等

### (1) ごみ・資源の処理体制等

#### 【ごみ・資源の流れ】

ごみ・資源の処理の流れは、図2-1に示すとおりです。

図2-1 ごみ・資源の処理の流れ



【ごみ処理施設等の概要】

ごみ処理施設の概要は、表2 - 1に示すとおりです。

表2 - 1 ごみ処理施設等の概要

施設概要	施設名称	処理能力等	竣工年月
焼却施設	南清掃工場	処理能力：525t/日（175t/日×3炉） 焼却炉形式：流動床式ガス化溶融炉 発電能力：10,000kW	平成22年3月
	北清掃工場	処理能力：450t/日（150t/日×3炉） 焼却炉形式：連続燃焼式ストーカ炉 発電能力：2,500kW	平成3年12月
粗大ごみ処理施設	北清掃工場	破碎処理能力：85t/日（5時間） 処理方式：横型回転破碎機	平成3年8月
ごみ中継施設	津久井 クリーンセンター	ごみピット容量：600m <sup>3</sup> 平成22年1月までごみ焼却・ 発電施設として稼働	平成10年2月
粗大ごみ受入施設	南部粗大ごみ受入施設	倉庫棟：692.07 m <sup>2</sup>	平成29年4月
	北部粗大ごみ受入施設	倉庫棟：873.06 m <sup>2</sup>	平成17年3月
リサイクル啓発施設	橋本台リサイクルスクエア	延床面積：664.36 m <sup>2</sup>	平成18年4月
	麻溝台リサイクルスクエア	延床面積：805.41 m <sup>2</sup>	平成29年4月
最終処分場	一般廃棄物最終処分場	埋立容量：1,235,300m <sup>3</sup> （覆土含む。）	昭和54年4月
	一般廃棄物最終処分場 浸出水処理施設	汚水処理能力：300m <sup>3</sup> /日 汚水処理：凝集沈殿処理 砂ろ過処理 除マンガン処理 下水道放流 汚泥処理：重力濃縮 遠心脱水処理 助燃材として焼却処理	平成27年2月
環境事業所	麻溝台環境事業所		平成18年3月
	橋本台環境事業所		平成5年3月

図2-2 ごみ処理施設等位置図

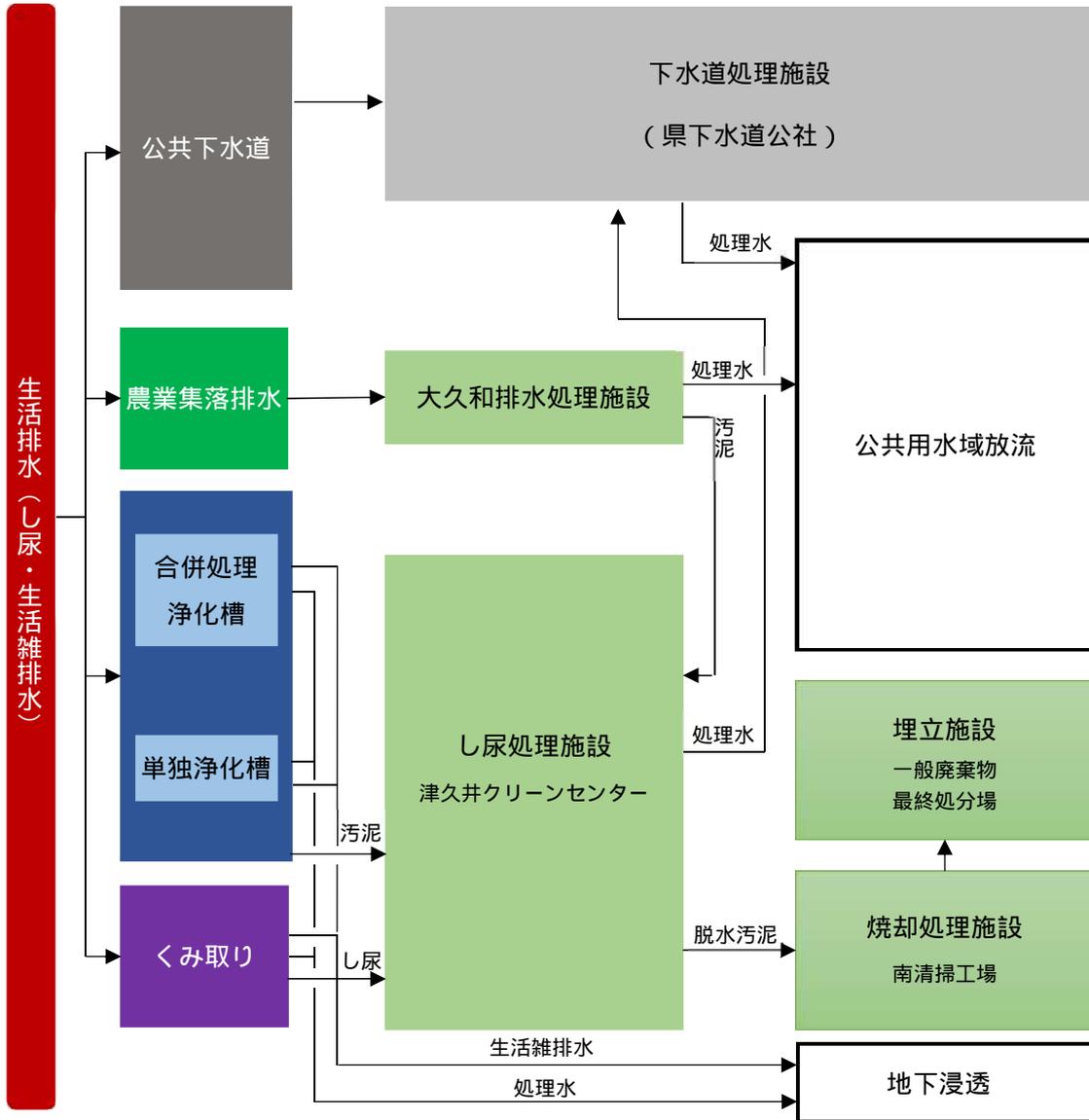


(2) し尿・浄化槽汚泥等の処理体制等

【し尿・浄化槽汚泥等の処理の流れ】

し尿・浄化槽汚泥等の処理の流れは、図2-3に示すとおりです。

図2-3 生活排水処理の流れ



津久井地域、相模湖地域、藤野地域において、相模原市道路占用許可基準要綱に基づく占有許可を受けた場合、公共用水域へ放流

## 【し尿処理施設等の概要】

し尿処理施設等の概要は表 2 - 2 に示すとおりです。

表 2 - 2 し尿処理施設等の概要

施設名称	処理方式	放流先	処理能力	竣工年月
津久井クリーンセンター	固液分離処理方式 直接脱水処理後、下水道に 放流 脱水汚泥は助燃剤として 焼却施設で活用	下水道	89kl/日	平成 28 年 3 月
相模台収集事務所				昭和 58 年 4 月

## 【農業集落排水施設の概要】

農業集落排水施設の概要は表 2 - 3 に示すとおりです。

表 2 - 3 農業集落排水施設の概要

施設名称	処理方式	排除方式	計画水量	竣工年月
大久和排水処理施設	鉄溶液連続流入間欠ばっ気・砂ろ過	分流式	130 m <sup>3</sup> /日	平成 8 年 4 月

図 2 - 4 生活排水処理施設位置図



大久和排水処理施設



津久井クリーンセンター



相模台収集事務所

## 2-2 処理経費

### (1) ごみ・資源の処理に係るコスト

ごみ処理に係る経費は、ごみ、資源等の「収集運搬」に係る費用と焼却、資源化、最終処分等の「処分」に係る費用に大別されます。収集運搬に係る費用はおおむね横ばいですが、処分に係る費用は増加傾向にあります。平成29年度の市民1人当たりのごみ処理経費は、年間で9,196円となっています。

表2-5 ごみ処理経費の推移

年度	ごみ処理経費（単位：円）		ごみ処理原価（単位：円/トン）		
	1人当たり	世帯当たり	収集運搬	処分	計
H25（2013）	8,635	19,932	14,363	22,337	36,700
H26（2014）	8,881	20,297	14,584	23,267	37,851
H27（2015）	9,125	21,137	14,443	24,190	38,633
H28（2016）	9,459	21,665	14,680	26,111	40,791
H29（2017）	9,196	20,826	14,160	25,915	40,075

### (2) し尿・浄化槽汚泥等の処理に係るコスト

し尿・浄化槽汚泥等の処理に係る経費は、し尿・浄化槽汚泥等の「収集運搬」に係る費用と固液分離、下水道放流等の「処分」に係る費用に大別されます。収集運搬に係る費用は増加傾向にあり、処分に係る費用は減少傾向にあります。平成29年度の1キロリットル当たりのし尿・浄化槽汚泥等の処理経費は、41,267円となっています。

表2-6 し尿・浄化槽汚泥の処理経費の推移

年度	収集運搬	処分	計
H25（2013）	27,274	12,698	39,972
H26（2014）	26,547	12,377	38,924
H27（2015）	29,900	13,666	43,566
H28（2016）	33,239	7,916	41,155
H29（2017）	33,229	8,038	41,267





分別戦隊シゲンジャー  
カンメタルオレンジ

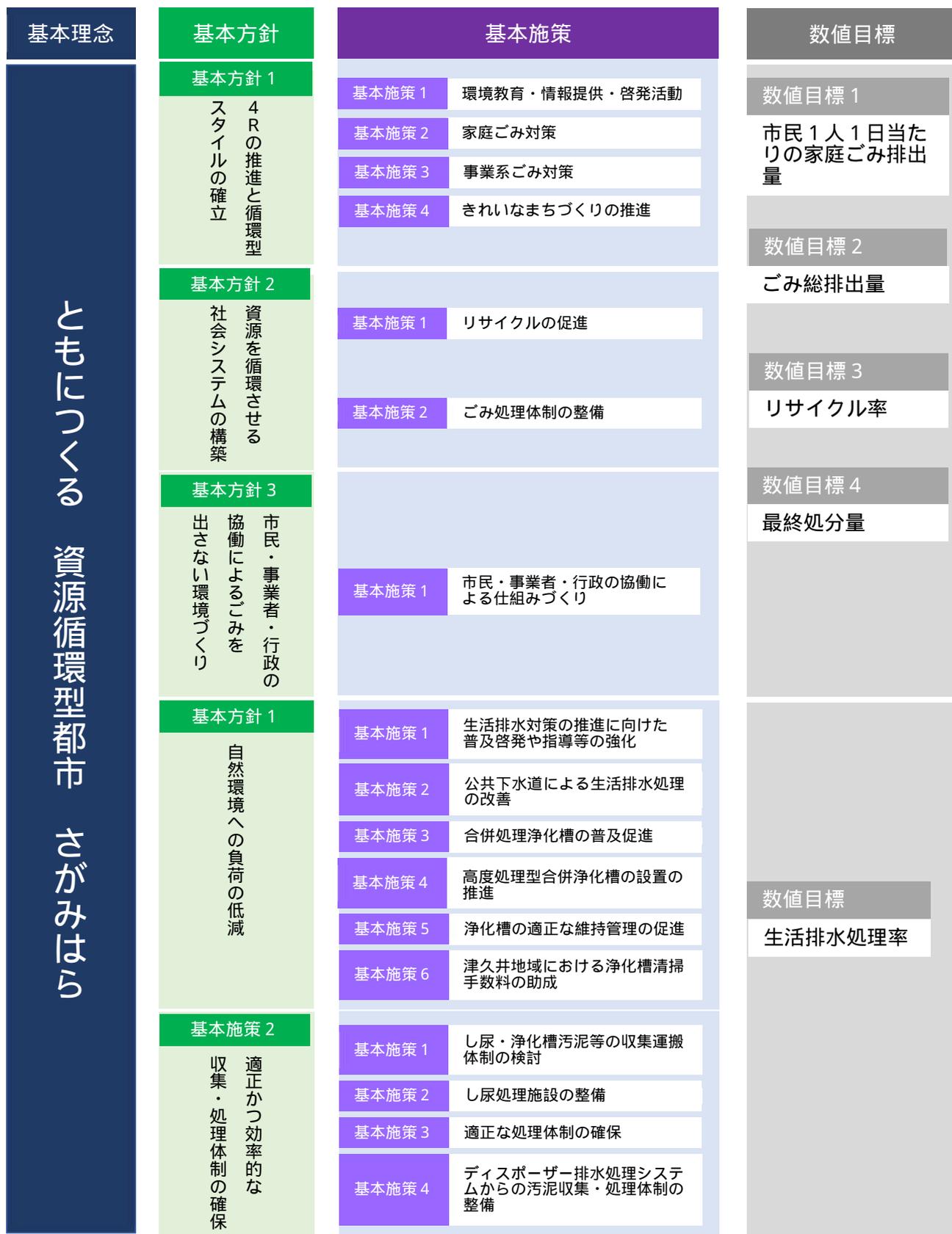
## 第3章

# 第2次計画の総括



# 3-1 第2次計画の概要

図3-1 施策体系

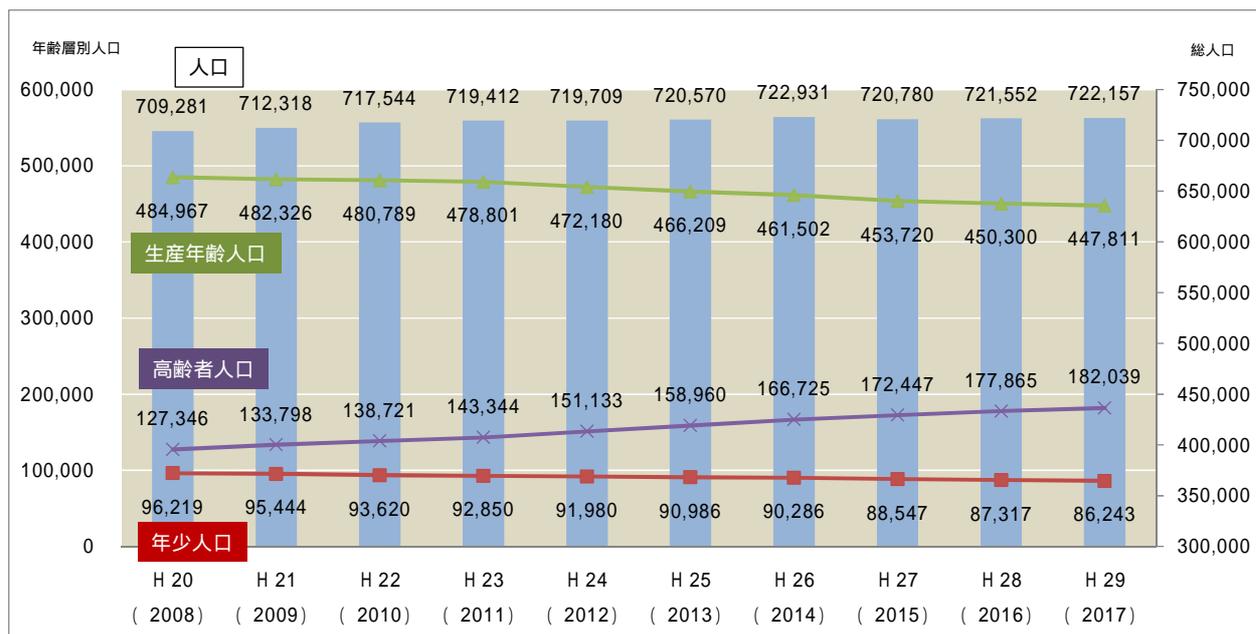


## 3-2 人口の推移

家庭系廃棄物の排出者である本市の人口の過去10年間の推移を図3-1に示しています。本市の人口は、平成26年度にピークを迎え、平成27年度に一旦減少した後、平成29年度まで微増しています。

また、年齢層別の人口では高齢者人口が年々増加しているのに対し、年少人口及び生産年齢人口は減少しています。平成29年10月1日現在の人口は、722,157人となっています。

図3-1 人口の推移



年齢不明人口がいるため、年齢層人口の合算値と総人口は一致しない。

### 3-3 事業所の状況

#### (1) 事業所数の推移

事業系廃棄物の排出者である本市の事業所の過去8年間の推移を図3-4に示しています。

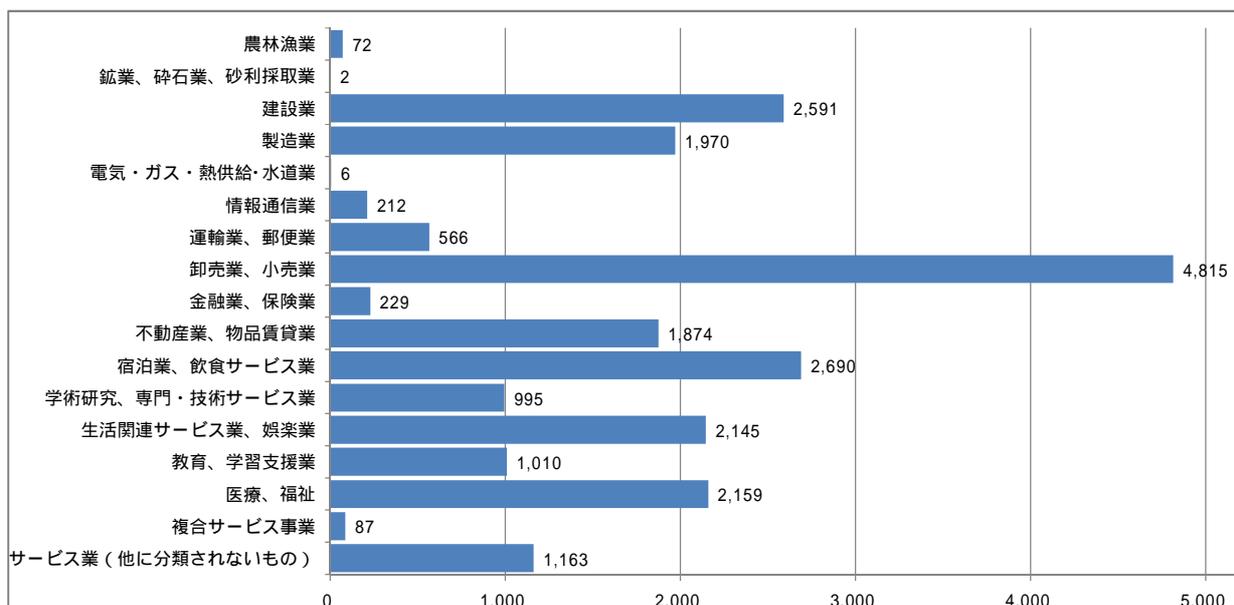
平成21年度以降の事業所数の推移は、平成26年度に増加しているものの、全体としては減少傾向にあり、平成28年度の事業所数は、22,586事業所となっています。

図3-2 事業所数の推移



出典：総務省「経済センサス」

図3-3 産業別の事業所数（平成28年度）



出典：総務省「経済センサス」

## 3-4 ごみ処理基本計画

### (1) 第2次計画の総括

#### 【基本方針1 4Rの推進と循環型スタイルの確立】

第2次計画では、ごみの発生抑制・排出抑制・再利用・再生利用を行う「4R」に基づき施策を進めてきました。

市民1人1日当たりの家庭ごみ排出量（資源を除く。）は、着実に減少しているものの、リサイクル率は横ばいの状況となっていることから、分別の徹底など更なる資源化が課題となっています。

今後、更に「4R」を進めていくためには、市民・事業者・行政がそれぞれの役割と責任を果たすことができるよう、情報発信や啓発が必要です。外国人を対象とした外国語版パンフレットを活用した啓発や4Rに関心が薄い傾向にある若い世代を対象とした情報発信の充実が必要です。

また、入れ替わりの比較的多い集合住宅については、不動産業者との協力により、入居時等にごみ出しルールの周知啓発を効果的に行うことが必要です。

事業系ごみ排出量は、依然として増加傾向となっていることから、家庭系ごみと同様に、分別の徹底が必要です。

ごみ・資源集積場所への事業系ごみの排出については、集積場所の利用者と行政が連携して防止対策を講じることが必要です。

不法投棄量については、減少傾向にありますが、依然として不法投棄が散見されるため、監視カメラの活用、バリケードや啓発看板の設置等の対応が引き続き必要です。

その他、家庭から排出される一般ごみの有料化については、排出量に応じた負担の公平化が図られ、市民意識の向上にもつながる有効な手法の一つであり、一般ごみの排出が増加する場合等に備え、引き続き検討を進めます。

家庭系ごみ・・・一般ごみ＋資源＋粗大ごみ

#### 【基本方針2 資源を循環させる社会システムの構築】

ごみの総排出量とともに資源の収集量については、毎年減少傾向となっていますが、本市で実施したごみの組成調査では、家庭系ごみでは30.4%、事業系ごみでは約11.5%の資源化可能物（紙類、プラ製容器包装等）が依然として含まれています。

更なる資源化を進めるためには、排出・分別ルールの徹底や、木くず・<sup>せん</sup>剪定枝等の新たな資源化の検討を進めることが必要です。

また、ごみ処理体制の整備については、南・北清掃工場の老朽化に伴う基幹的設備の改修、埋立完了時期を見据えた次期最終処分場の整備等の検討が必要です。

あわせて、ごみの焼却によって発生する熱エネルギーを利用した発電、蒸気の供給、余剰電力の売電等の有効活用を引き続き推進する必要があります。

さらに、近年各地で発生している大規模災害に備え、災害時に発生する廃棄物の処理を適正かつ迅速に行うための体制整備や単身の高齢者等でごみ出しが困難な方について、福祉分野等と連携しながらの支援体制の構築を行う必要があります。

【基本方針3 市民・事業者・行政の協働によるごみを出さない環境づくり】

市民・事業者・行政が協働で実施しているリサイクルフェアや各種キャンペーンなどの啓発事業については、市民の「4R」に関する意識の向上やまちの環境美化の保全を担っており、家庭から排出される一般ごみが減少するなど、一定の成果を上げています。

今後も、市民・事業者・行政が自主的に啓発活動や美化活動を実施し、協働の輪を広げるとともに連携を強化し、ごみを出さない環境づくりを進めて行く必要があります。

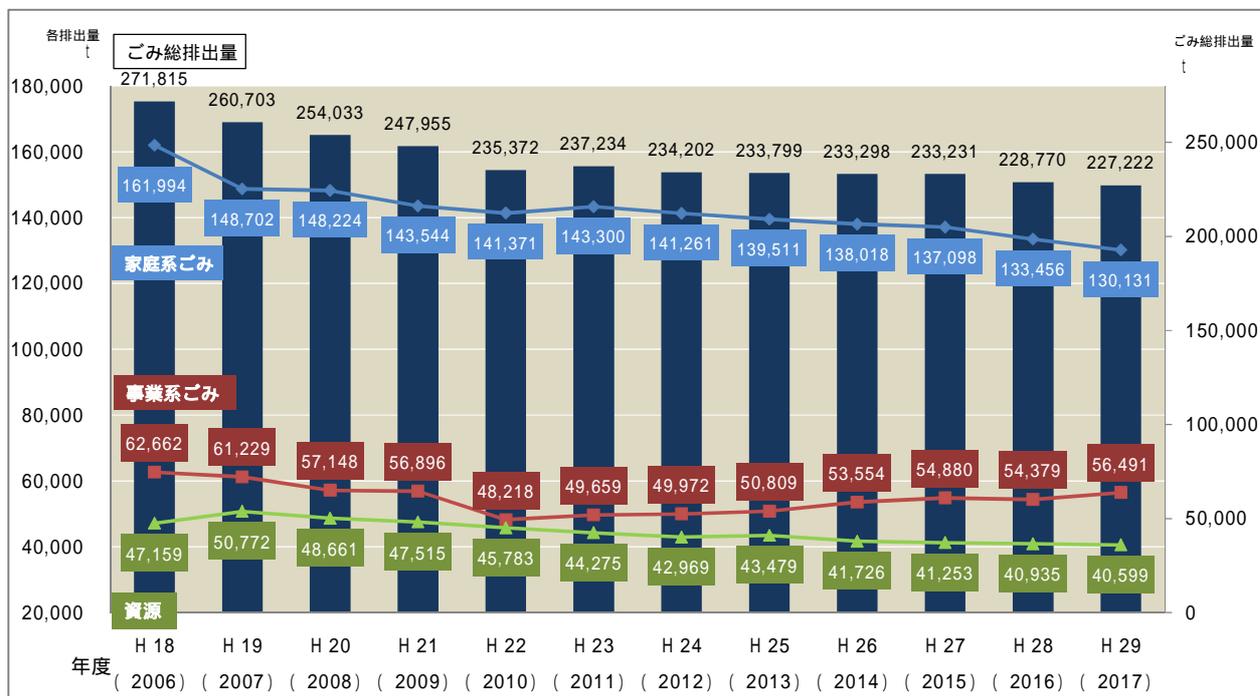
## (2) ごみ総排出量の推移

平成29年度のごみ総排出量は227,222トンで、その内訳は、家庭系ごみ(資源を除く。)130,131トン、事業系ごみ56,491トン及び資源40,599トンとなっています。

平成18年度から平成29年度までの状況は、家庭系ごみ(資源を除く。)は31,863トン(19.7%)の減少、資源は6,560トン(13.9%)の減少といずれも減少傾向となっています。

一方、事業系ごみは6,171トン(9.8%)の減少となっていますが、平成23年度以降は、増加傾向となっています。

図3-4 ごみ総排出量の推移



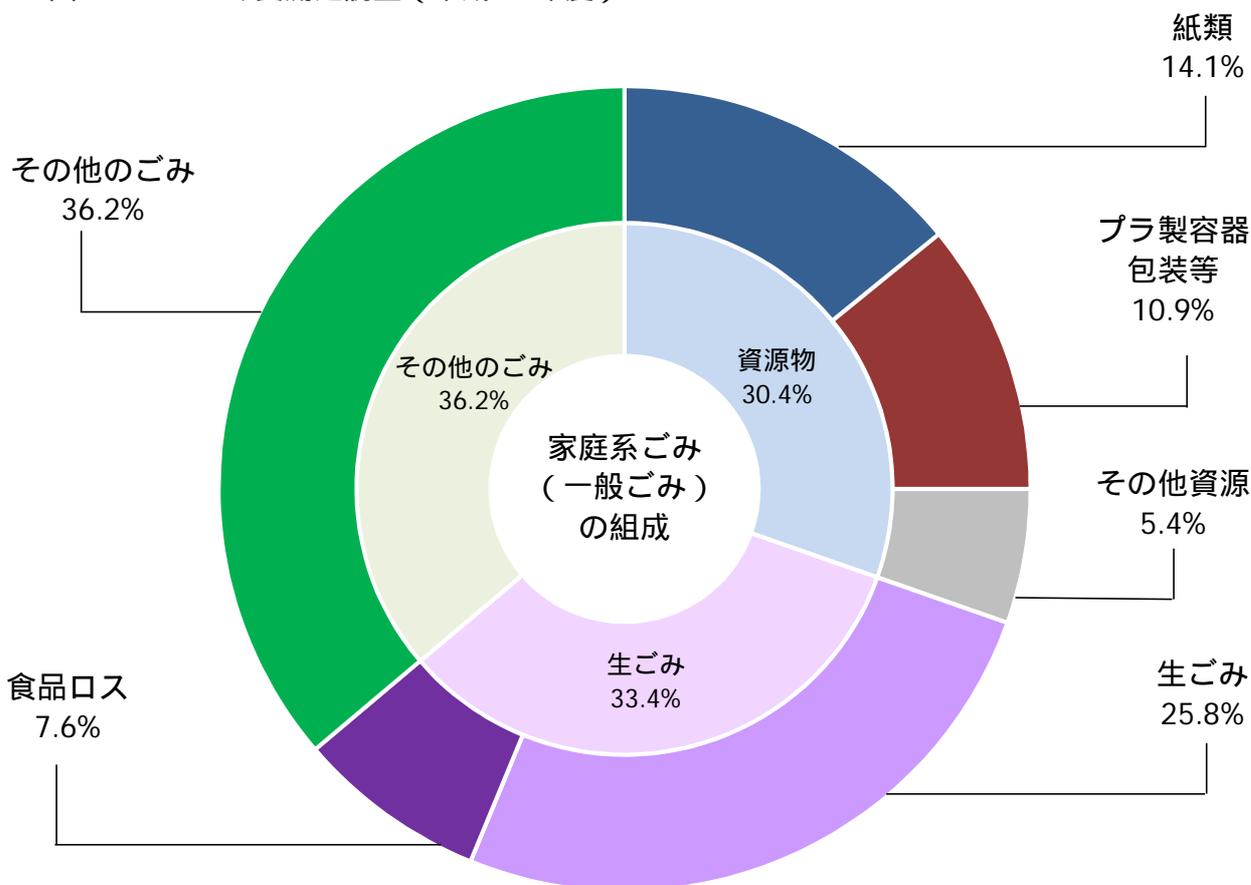
内訳の数字とごみ総排出量は、端数処理により合計値が一致しない。

### (3) 家庭系ごみ（一般ごみ）の組成

家庭から排出されたごみの中身を分類すると、分別すれば資源となり得る物が30.4%含まれていました。その主な内容は、広告紙・メモ紙、紙箱類等の紙類が14.1%、お菓子を包んでいるフィルム類、洗剤等を入れているボトル類等のプラスチック製容器包装等が10.9%となっています。

また、生ごみの中には食べ残しや手付かず食品など、まだ食べられるのに捨てられる「食品ロス」といわれるものが7.6%含まれていました。

図3-5 ごみ質測定調査（平成29年度）



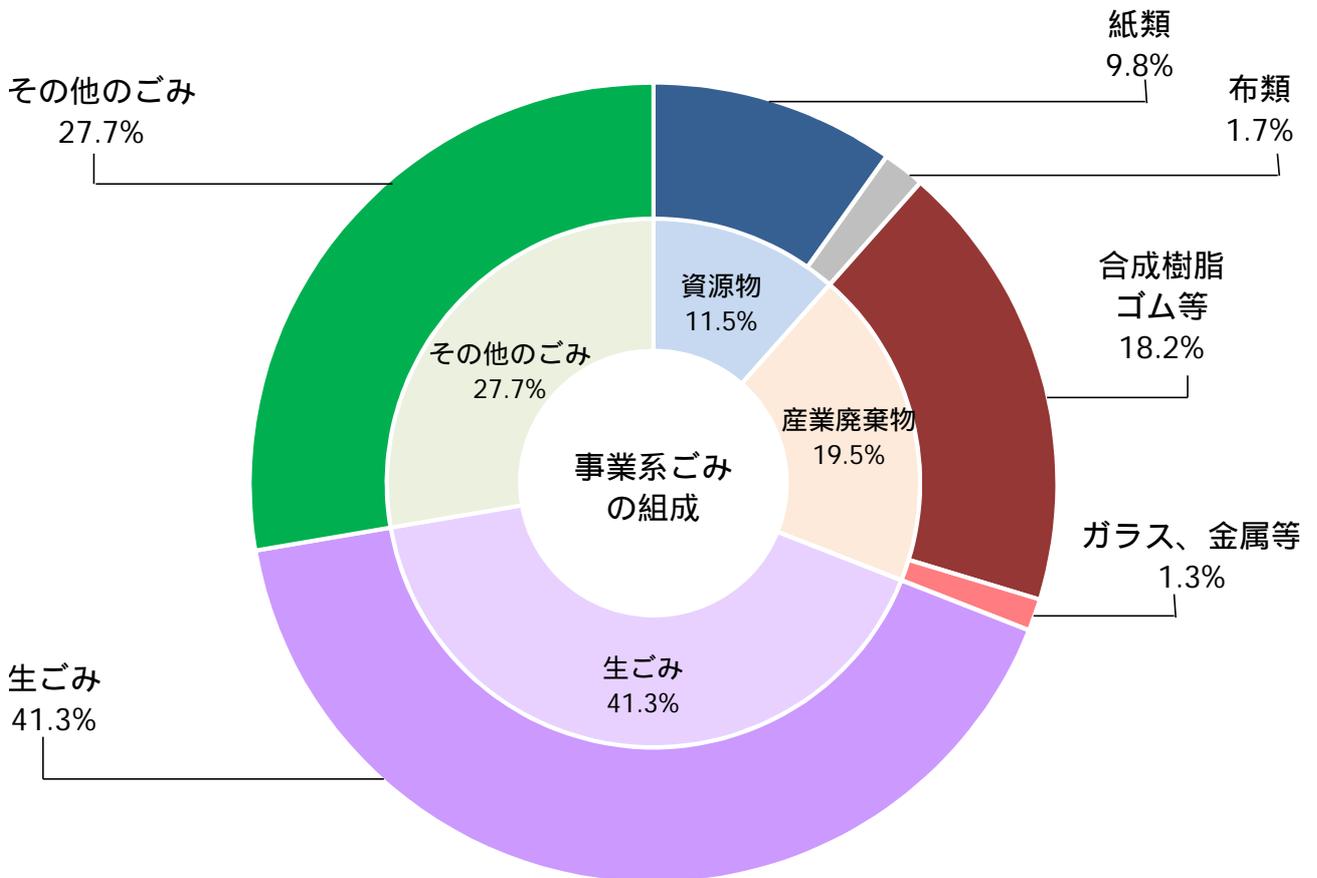
### (4) 事業系ごみの組成

事業所から排出されたごみの中身を分類すると、分別すれば資源となり得る物が11.5%含まれていました。その内訳は、オフィス等で使用している紙類が9.8%と、布類が1.7%となっています。

その他に製品等を包むフィルムシート、ペットボトル等の産業廃棄物に該当するものが19.5%含まれていました。

また、生ごみは41.3%と家庭系ごみ（一般ごみ）よりも多くの割合を占めていました。

図3 - 6 事業系一般廃棄物組成分析（平成28年度）



## (5) 計画の進捗状況

第2次計画における数値目標の達成状況は、表3-1に示すとおりです。

表3-1 数値目標の達成状況

### 数値目標 市民1人1日当たりの家庭ごみ(資源を除く。)排出量

最終目標(平成30年度)	480g以下	
平成29年度実績	494g	目標達成まであと <b>14g</b> の減量が必要

「市民1人1日当たりの家庭ごみ排出量」については、基準年度である平成18年度実績から137gの減量が図られました。計画目標値の達成にはあと14gの減量が必要となります。

### 数値目標 ごみ総排出量

最終目標(平成30年度)	223,000トン以下	
平成29年度実績	227,222トン以下	目標達成まであと <b>4,222</b> トンの減量が必要

「ごみ総排出量」については、基準年度である平成18年度実績から44,593トンの減量が図られましたが、計画目標値の達成にはあと4,222トンの減量が必要となります。

### 数値目標 リサイクル率

最終目標(平成30年度)	25%以上	
平成29年度実績	20.0%	目標達成まであと <b>5</b> ポイントの上昇が必要

「リサイクル率」については、基準年度である平成18年度実績から1.9ポイント上昇しましたが、計画目標値の達成にはあと5ポイントの上昇が必要となります。

### 数値目標 最終処分量

最終目標(平成30年度)	21,000トン以下	
平成29年度実績	21,796トン以下	目標達成まであと <b>796</b> トンの減量が必要

「最終処分量」については、基準年度である平成18年度実績から11,528トンの減量が図られましたが、計画目標値の達成にはあと796トンの減量が必要となります。

図3-7 数値目標 市民1人1日当たりの家庭ごみ(資源を除く。)排出量の推移

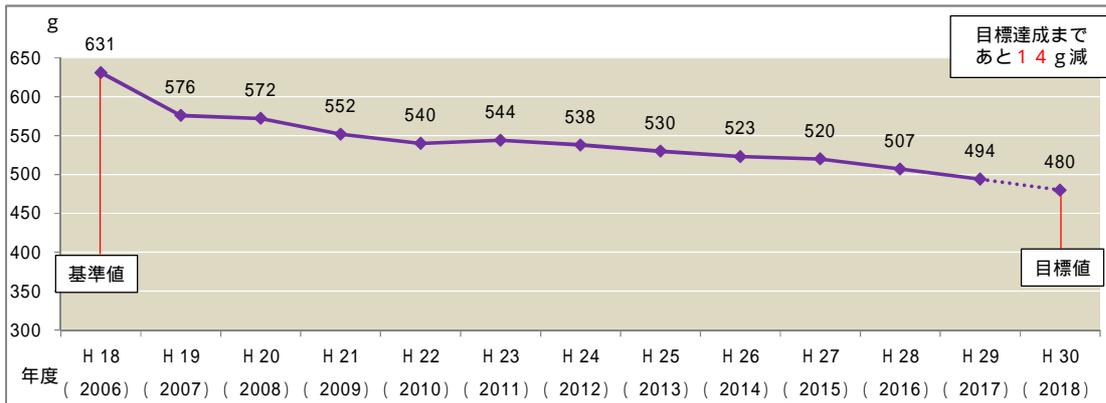


図3-7 数値目標 ごみ総排出量の推移

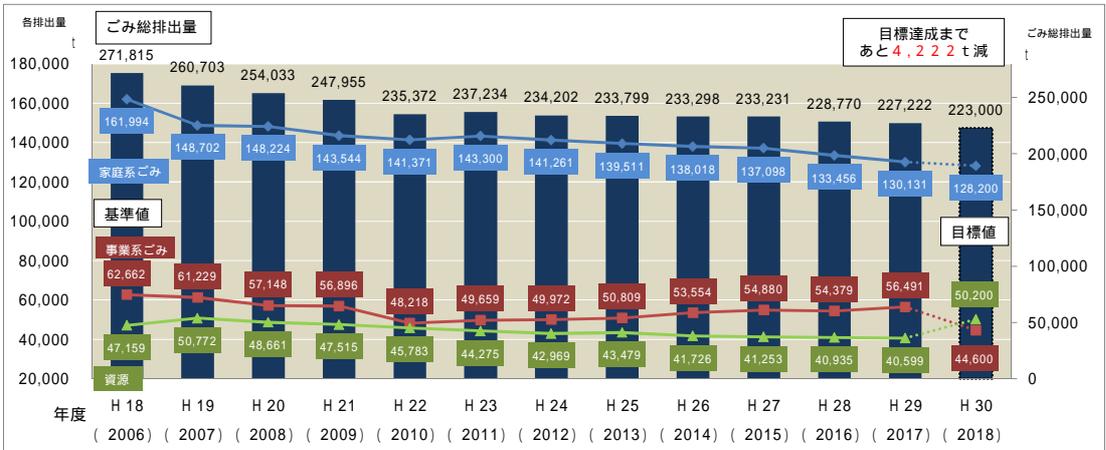


図3-8 数値目標 リサイクル率の推移

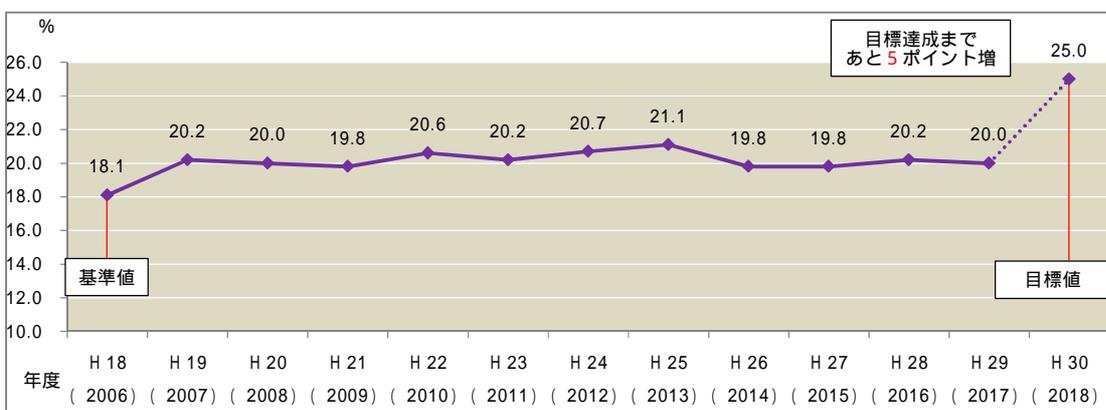
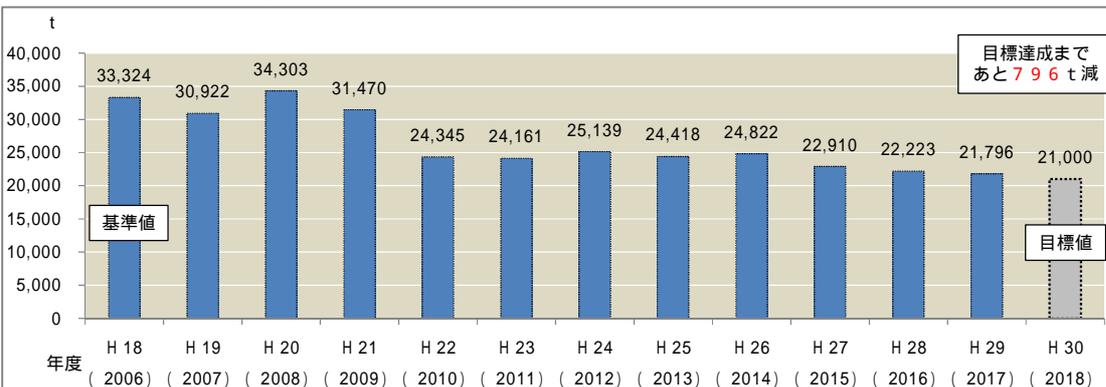


図3-9 数値目標 最終処分量の推移



## (6) 施策の進捗状況及び課題

### 基本方針1 4Rの推進と循環型スタイルの確立

#### 基本施策1 環境教育・情報提供・啓発活動

「ごみと資源の日程・出し方」のパンフレットの日本語版及び多言語版を一新するとともに、大学や不動産業者の協力により、学生、集合住宅等の入居者、転入者、自治会未加入者、外国人等に対し、ごみ・資源の分別について、広く周知を行いました。

また、「4R」の発信の場としてリサイクルフェアを開催するとともに、新たな試みとして、橋本台・麻溝台の両リサイクルスクエアにおいてフードドライブを実施しました。

#### 【課題】

「4R」を更に進めるため、市民・事業者・行政がそれぞれの役割と責任を果たすことができるよう、情報発信や啓発を継続していくことが必要です。

また、環境教育について、主に小学校4年生を対象に実施していますが、対象を拡充し、啓発していく必要があります。

#### 基本施策2 家庭ごみ対策

ごみの減量化・資源化、最終処分場の延命化等を目的として、平成28年10月に一般ごみの収集回数を週3回から週2回へ変更したことにより、ごみの分別や発生抑制・排出抑制に関する市民の意識が高まり、一般ごみの量が減少しています。

#### 【課題】

ごみの発生抑制・排出抑制・再利用・再生利用を行ういわゆる「4R」に基づき施策を進めた結果、市民1人1日当たりの家庭ごみ排出量は、着実に減少しているものの、リサイクル率は横ばいの状況となっていることから、分別の徹底など更なる資源化が課題となっています。

平成29年度に実施したごみ質測定調査では、食べられるのに捨てられている食品、いわゆる食品ロスが一般ごみ全体の7.6%を占めていることから、食品ロスを削減する取組を検討する必要があります。

また、収集回数の変更により、排出量は減少傾向にありますが、今後も推移を注視していく必要があります。

あわせて、更なる市民意識の向上や減量化に向けて、一般ごみの有料化についても検討を進めていく必要があります。

#### 基本施策3 事業系ごみ対策

多量排出事業者については、本市条例に基づき、毎年、減量化等計画書の提出を求めています。

また、中小事業者については、地区別に戸別訪問を実施し、ごみの減量化・資源化の取組事例等を記載したガイドラインを配布するなど、適正排出について指導を行っています。

#### 【課題】

事業系ごみは、平成23年度から平成27年度まで増加し続け、その後も微増傾向にあることから、排出量の削減に向けた取組が必要です。

特に、国内全体の食品ロスのうち外食産業における食品ロスは、約2割に相当することから、食堂、レストラン及び宴会で食べ残されている食品ロスを削減することが必要です。

## 基本施策4 きれいなまちづくりの推進

相模原市ごみの散乱防止によるきれいなまちづくりの推進に関する条例（平成9年条例第18号）に基づき、きれいなまちづくりを推進するため、橋本・相模原・相模大野駅周辺のポイ捨て禁止重点地区（空き缶等散乱防止重点地区）においてパトロールを実施し、事業者や市民に対する啓発を図りました。

また、まちの美観の確保や駅前の生活環境の保全を目的として、一部の駅前地区（相模原駅南口地区ほか9地区）において、一般ごみ等の夜間収集を行っています。

不法投棄の防止対策については、不法投棄多発箇所への監視カメラの設置、パトロールの実施及び市民団体とのパートナーシップによる不法投棄防止活動を推進し、津久井地域においては、津久井地域不法投棄防止協議会との共催により、不法投棄撲滅キャンペーンを実施しました。

### 【課題】

不法投棄回収量は、平成18年度の451トンから平成29年度には164トンへ減少しましたが、依然として不法投棄が散見されるため、監視カメラの活用、バリケードや啓発看板の設置等の対応が必要です。

ごみ・資源集積場所への事業系ごみの排出については、集積場所の利用者と行政が連携して対策を講じることが必要です。

## 基本方針2 資源を循環させる社会システムの構築

### 基本施策1 リサイクルの推進

地域における各種団体の自主的な資源回収を促進するため、集団資源回収を行っている団体に奨励金を交付して支援しています。

また、使用済小型家電リサイクル事業では専用の回収ボックスによる回収及びパソコンの対面回収が行われ、「都市鉱山がつくる！みんなのメダルプロジェクト」への参加を呼びかけています。

### 【課題】

資源の収集量については、減少傾向となっていますが、家庭系ごみの「ごみ質測定調査」（平成29年度実施）では、依然として資源化可能物（紙類、プラ製容器包装等）が30.4%含まれていることから、引き続き、分別の周知徹底が必要です。

また、南・北清掃工場で焼却処理を行っている木くず・剪定枝などの新たな資源化の検討を進めることも必要です。

## 基本施策2 ごみ処理体制の整備

北清掃工場の長寿命化を図る基幹的設備等改良工事に着手しました。  
また、旧南清掃工場を解体した跡地に南部粗大ごみ受入施設及び麻溝台リサイクルスクエアを整備しました。  
さらに、国や県の計画や指針の改定に合わせて「相模原市災害廃棄物等処理計画」の見直しを行いました。

### 【課題】

ごみ処理体制の整備については、南・北清掃工場の老朽化への対応や、埋立完了時期を踏まえた次期最終処分場の整備の検討が必要です。

あわせて、近年各地で発生している大規模災害に備え、災害時に発生する廃棄物の処理を適正かつ迅速に行うための体制整備が必要です。

また、単身の高齢者等でごみ出しが困難な方などへの支援体制の整備について、福祉分野等と連携しながら検討を進める必要があります。

## 基本方針3 市民・事業者・行政の協働によるごみを出さない環境づくり

### 基本施策1 市民・事業者・行政の協働による仕組みづくり

### 【課題】

市民・事業者・行政が協働で実施しているリサイクルフェアや各種キャンペーンなどの啓発事業については、市民の「4R」に関する意識や生活環境の美化の向上を図る上で大きな役割を担っています。

今後も、市民・事業者・行政が自主的に啓発活動や美化活動を実施し、協働の輪を広げるとともに、更に連携の強化を図りながら「ごみにしない」・「ごみを出さない」環境づくりが求められています。

## 3-5 生活排水処理基本計画

### (1) 第2次計画の総括

#### 【基本方針1 自然環境への負荷の低減】

生活排水対策の推進に向けて、広報さがみはらや市のホームページにおいて、下水道の仕組みや浄化槽の検査、点検、清掃の実施等、啓発活動を進めてきました。

また、公共下水道の整備に努めるとともに、整備された地域については速やかな下水道への接続を指導し、下水道整備の区域外については、くみ取り便槽及び単独浄化槽から合併処理浄化槽への転換を促すとともに、ダム集水区域については高度処理型合併浄化槽の設置の推進を図ってきました。

本市のダム集水区域では、公共下水道の整備率が70.7%であり、公共下水道の整備を更に進めるとともに、高度処理型合併浄化槽の整備を引き続き推進する必要があります。

また、既に設置された浄化槽については適正な維持管理を行うことが必要です。

#### 【基本方針2 適正かつ効率的な収集・処理体制の確保】

公共下水道の整備等に伴い、し尿・浄化槽汚泥等の収集件数や収集量が減少していることから効率的な収集運搬体制の検討及び収集コースの見直しを行うとともに、マンション等に設置されているディスポーザー排水システム から生じる汚泥の収集運搬を平成28年4月から許可制に移行しました。

また、し尿・浄化槽汚泥等の処理施設については、東清掃事業所を平成27年9月に閉鎖し、平成28年3月に津久井クリーンセンターし尿処理施設を建替整備したことにより、し尿・浄化槽汚泥等の処理施設の一元化を図りました。

さらに、旧相模原市の区域と津久井地域においては、し尿・浄化槽汚泥等の収集体制が異なっていることから浄化槽清掃手数料の均衡を保つため、津久井地域における浄化槽手数料に対する助成を引き続き行いました。

今後は、浄化槽清掃手数料の不均衡を解消するため、適正な収集運搬体制の在り方について検討を進める必要があります。

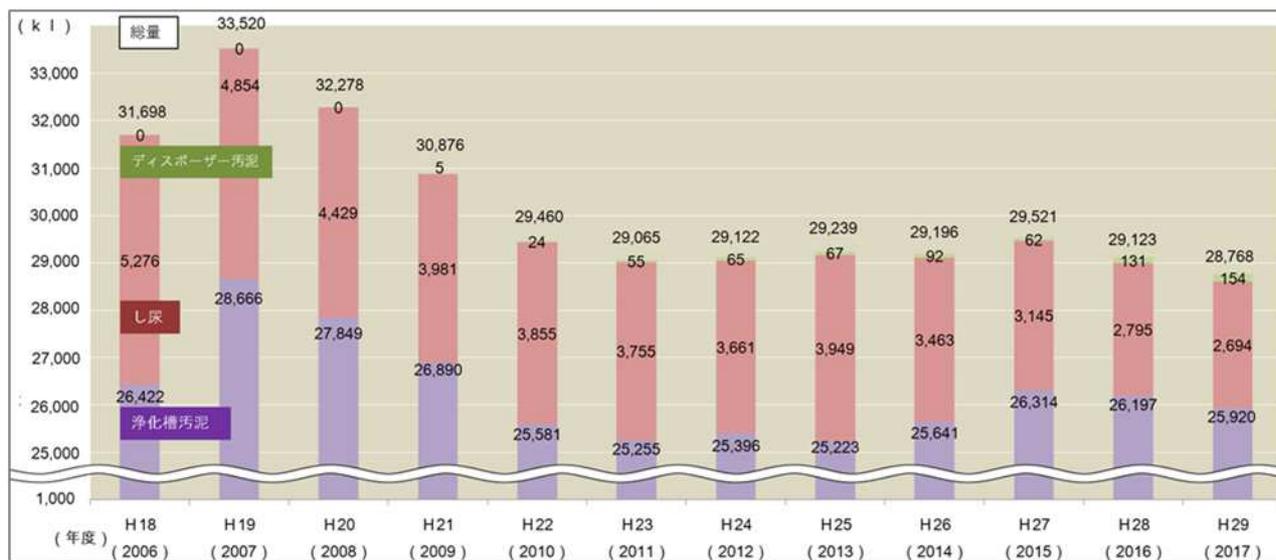
ディスポーザー…家庭の台所等の排水口の下に取り付けて、調理の際に出る野菜くず等の生ごみを細かく砕き、排水と一緒に流す装置  
 粉碎した生ごみを、生物処理したり乾燥させたりして水分のみを公共下水道に流すものをディスポーザー排水処理システムという。

## (2) し尿・浄化槽汚泥等の処理量の推移

し尿の処理量は、平成25年度から減少を続けていますが、浄化槽汚泥の処理量は平成25年度から平成27年度までにかけて微増し、平成28年度以降は減少しています。

また、マンション等のディスポーザーから排出される汚泥の処理量は、平成27年度を除き増加傾向にあります。

図3-10 し尿・浄化槽汚泥等の処理量の推移



### (3) 計画の進捗状況

第2次計画における数値目標の達成状況は、次のとおりです。

表3 - 2 数値目標の達成状況

#### 数値目標 生活排水処理率

最終目標（平成30年度） 99.5%以上

平成29年度実績 97.7% 目標達成まであと**1.8**ポイントの上昇が必要

「生活排水処理率」については、基準年度である平成23年度実績から0.6ポイント上昇しましたが、計画目標値の達成にはあと1.8ポイントの上昇が必要となります。

図3 - 1 1 生活排水処理率の推移



## (4) 施策の進捗状況及び課題

### 基本方針 1 自然環境への負荷の低減

#### 基本施策 1 生活排水対策の推進に向けた普及啓発や指導等の強化

生活排水対策の推進に向けた普及啓発については、広報さがみはらや市ホームページで下水道の仕組みや浄化槽の検査、点検、清掃の実施等について、啓発活動を進めました。

また、公共下水道整備済の区域における下水道未接続の市民に対する接続促進については、平成 22 年度から平成 29 年度までの間に、毎年平均で 562 件の指導を行いました。

#### 基本施策 2 公共下水道による生活排水処理の改善

本市に降雨する水がダム湖に直接流入する「ダム集水区域」とその下流の「ダム集水区域外」に分けて公共下水道の整備状況を見ると、平成 18 年度から平成 29 年度までの整備状況は、「ダム集水区域」では 19.5 ポイント増加の 70.7%で、更に下水道整備を進めていく必要があります。

一方で、「ダム集水区域外」では 1.0 ポイント増加の 99.4%で、下水道整備がおおむね達成している状況にあります。

公共下水道の整備については、生活排水処理施設の未整備区域において、平成 38 年度までに整備完了を目指しています。

#### 基本施策 3 合併処理浄化槽の普及促進

ダム集水区域外の合併処理浄化槽区域の設置補助金制度については、汲み取り便槽や単独浄化槽から合併処理浄化槽への転換を進めるため、撤去費の一部を補助対象とするなどの制度の見直しを行いました。

#### 基本施策 4 高度処理型合併浄化槽の設置の推進

高度処理型合併浄化槽については、平成 28 年度から工事店が設置申請を行う制度を設け、設置数の向上を図りました。

#### 基本施策 5 浄化槽の適正な維持管理の促進

個人管理である合併処理浄化槽は、適正な維持管理を行うことで、その性能が発揮されることから、広報さがみはらや市ホームページにおいて周知・啓発を行いました。

#### 基本施策 6 津久井地域における浄化槽清掃手数料の助成

旧相模原市の区域と津久井地域においては、し尿・浄化槽汚泥等の収集体制が異なっていることから、浄化槽清掃手数料の均衡を保つため、津久井地域における浄化槽清掃手数料に対する助成を行っています。

#### 【課題】

相模原市のダム集水区域における公共下水道の整備率は、約 71%となっており、更に整備を進める必要があります。

健全な水環境を確保するため、雨水の浸透を進め、地下水や河川水を確保するとともにダム集水区域での公共下水道の更に整備することで自然環境の保全を図る必要があります。

さらに、ダム集水区域の浄化槽整備区域については、窒素・リンが除去できる下水道に代わる施設として整備を進めている高度処理型合併浄化槽の平成 29 年度の整備率が 18.1%であり、更に普及を図っていく必要があります。

なお、下水道整備区域内においていまだ接続がされていない家屋については、河川の水質保全等の観点から速やかに接続するよう積極的に働きかけを行う必要があります。

基本方針 2 適正かつ効率的な収集・処理体制の確保

基本施策 1・基本施策 4

し尿・浄化槽汚泥等の収集運搬体制の検討及びディスポーザー排水処理システムからの汚泥収集・処理体制の整備

公共下水道の整備等に伴い、し尿・浄化槽汚泥等の収集量は減少することが見込まれます。また、マンション等に設置されているディスポーザーから生じる汚泥の収集運搬については、平成 28 年 4 月から許可制に移行しました。

基本施策 2・基本施策 3

し尿処理施設の整備及び適正な処理体制の確保

し尿処理施設の整備については、東清掃事業所を平成 27 年 9 月に閉鎖し、平成 28 年 3 月に津久井クリーンセンターし尿処理施設の建替整備を行いました。

【課題】

津久井地域の浄化槽清掃に関して、旧相模原市の区域と市民負担等の均衡を図ることや浄化槽の適正管理を促進するため、引き続き助成を行う必要があります。



分別戦隊シゲンジャー  
ボトルブルー

## 第4章

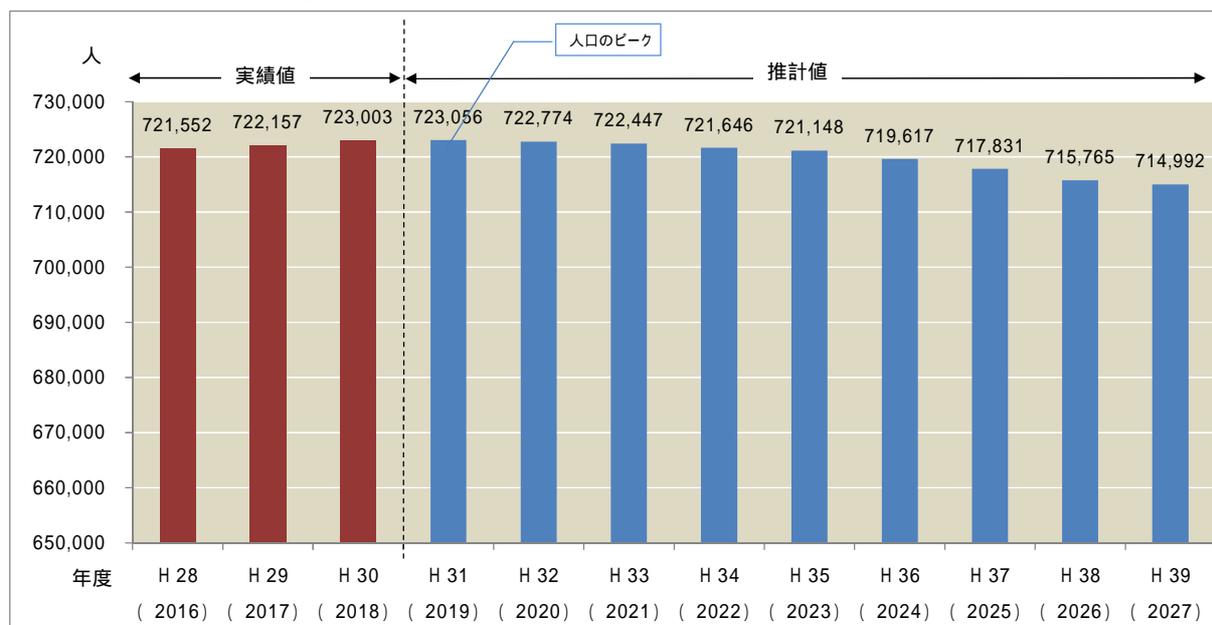
# 将来推計



## 4-1 人口の見通し

本市の人口の将来推計は、「2015年国勢調査に基づく相模原市の将来人口推計」（詳細版）によると、平成31年度の723,056人をピークに減少に転じ、この基本計画の目標年度の平成39年度には714,992人になる見込みです。

図4-1 人口の将来推計



出典：さがみはら都市みらい研究所  
「2015年国勢調査に基づく相模原市の将来人口推計（詳細版）」（平成30年）

## 4-2 ごみ・生活排水の将来推計

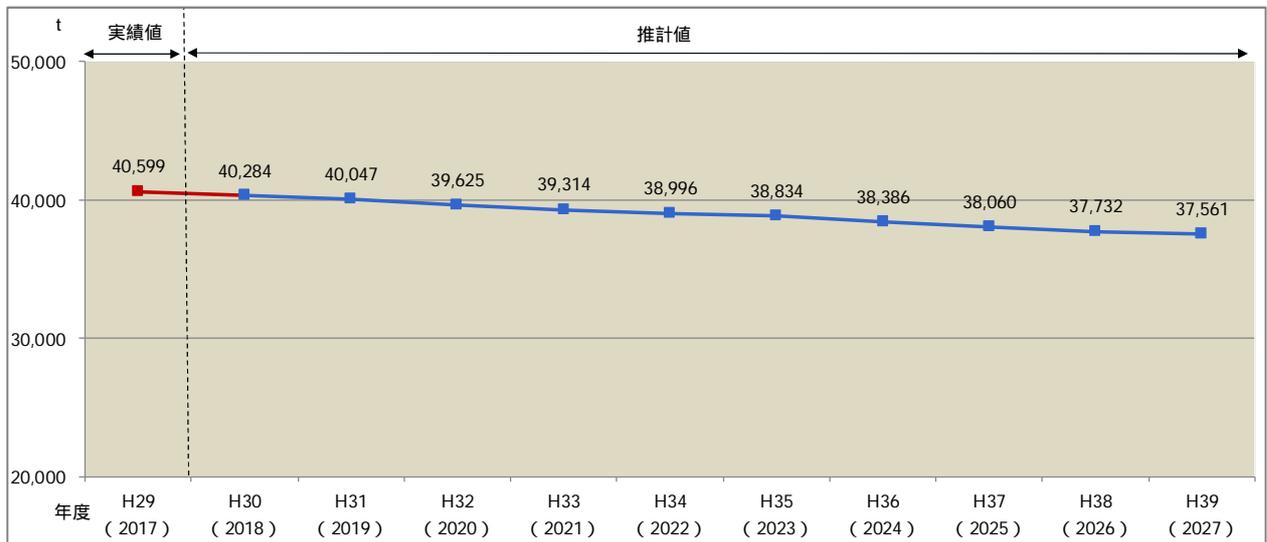
### (1) 家庭系ごみ排出量

人口が平成31年度をピークに減少していく見込みであるため、一般ごみ及び粗大ごみ排出量と資源排出量は微減傾向で推移していくことが予測されます。

図4-2 一般ごみ及び粗大ごみ排出量の将来推計



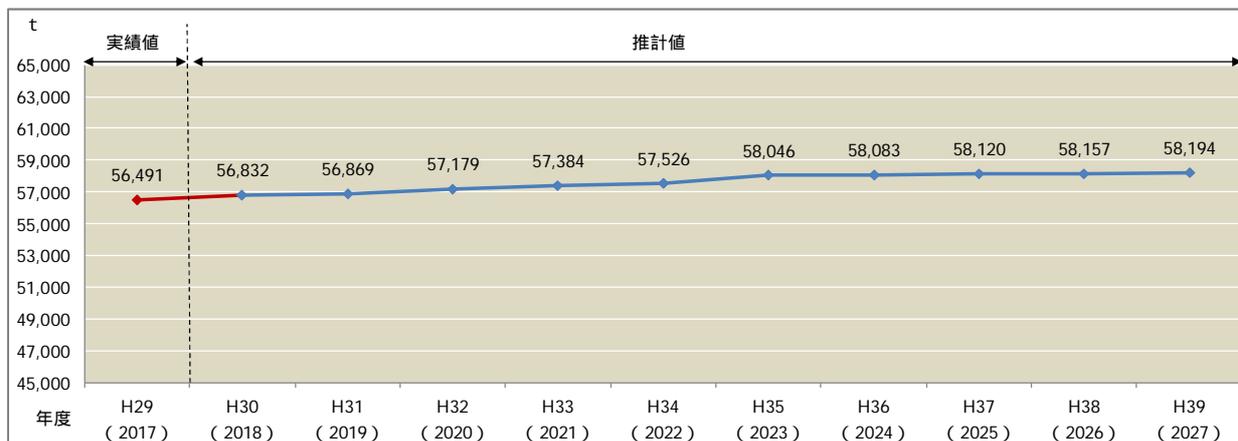
図4-3 資源排出量の将来推計



## (2) 事業系ごみ排出量

近年、増加傾向にある事業系ごみは、今後、開発による事業者数の増加が見込まれるため、微増傾向で推移していくことが予測されます。

図4-4 事業系ごみ排出量の将来推計



### (3) し尿・浄化槽汚泥等排出量

過去の排出量や将来人口推計から、し尿排出量は減少傾向、浄化槽汚泥排出量とディスポーザー汚泥は増加傾向で推移していくことが予測されます。

図4-5 し尿排出量の将来推計

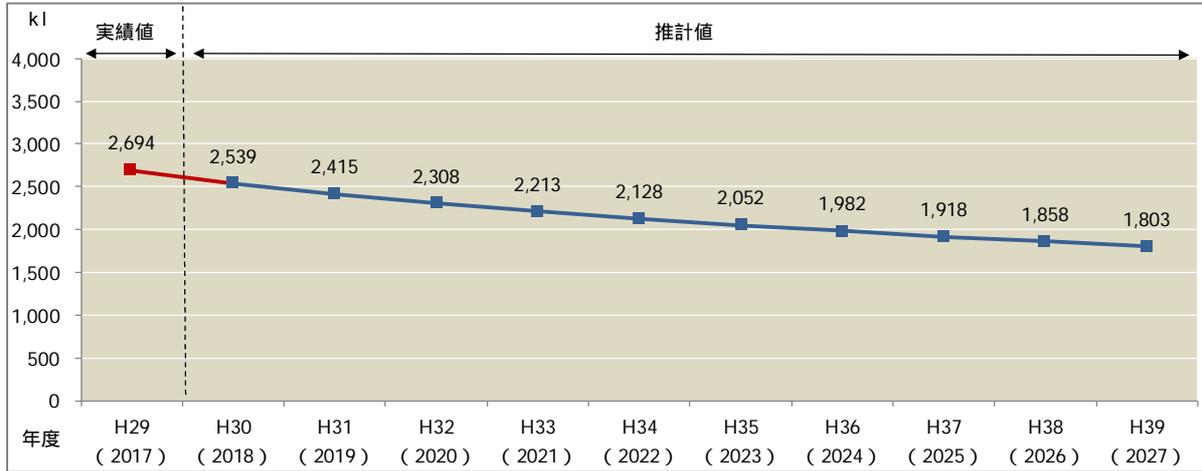


図4-6 浄化槽汚泥排出量の将来推計

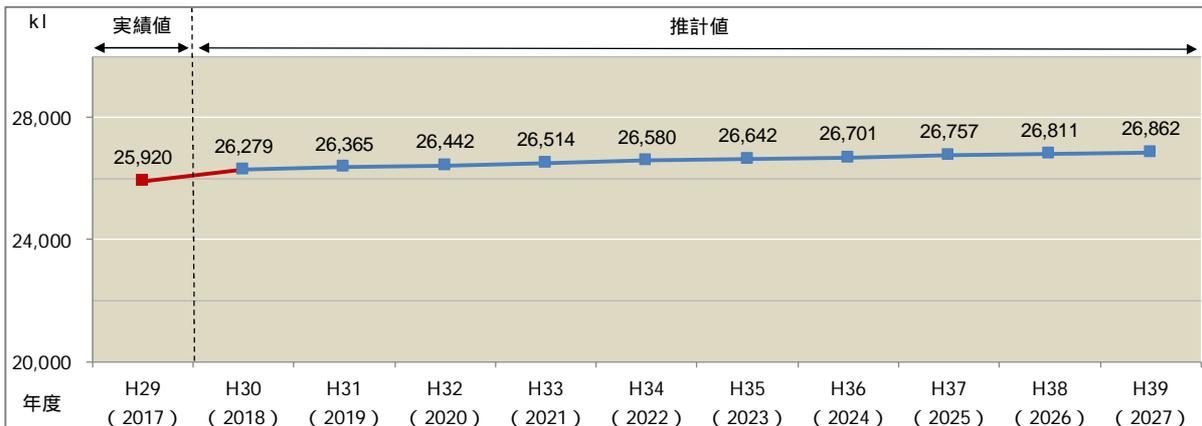
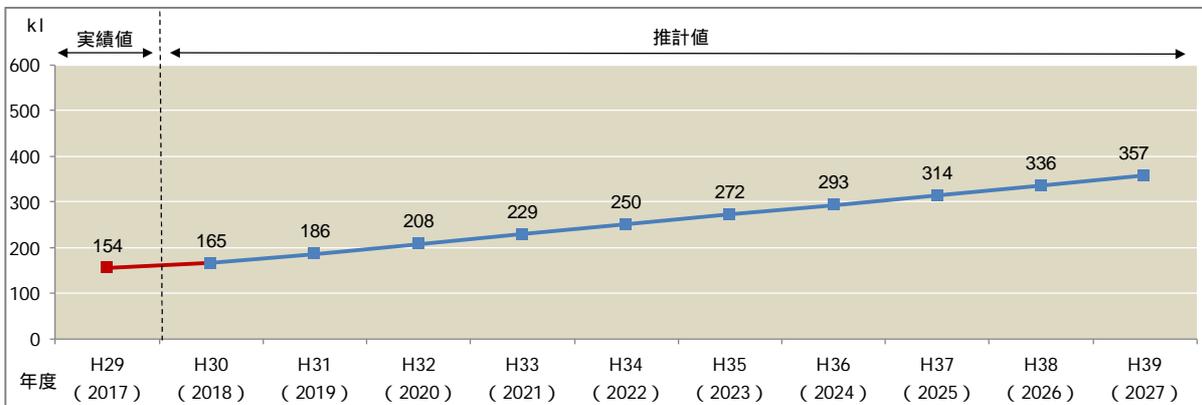


図4-7 ディスポーザー汚泥排出量の将来推計





分別戦隊シゲンジャー  
ペーパーピンク

# 第5章

# 目指す姿



## 5-1 基本理念

### 基本理念



第3次計画では、第2次計画の取組を継承し、安心して生活できる環境を築くために、「ともにつくる 資源循環都市 さがみはら」を基本理念として掲げます。

相模原市では、これまで「ともにつくる 資源循環型都市 さがみはら」の理念を掲げ、私たちの生活や事業活動の従来のスタイルを循環型のスタイルへ転換することを目指し、様々な施策に取り組んできました。

今後は、廃棄物を取り巻く環境の変化に対応し、更なるごみの減量化・資源化や生活排水等の適正処理を進めるとともに、これまで以上に、市民・事業者・行政の連携・協力を深めていく必要があることから、第3次計画においては、三者共有の基本理念として、「ともにつくる 資源循環都市 さがみはら」を掲げ、取組を進めます。

## 5-2 取組の柱

### 取組の柱 ごみの更なる削減

ごみ総排出量は、第2次計画の基準年度である平成18年度の27.2万トンに比べて約16%削減されましたが、まだ、多量のごみが排出され、事業系ごみについては、増加傾向にあります。

更にごみを減量化・資源化していくためには、「ごみを発生させない」という視点から市民・事業者・行政がそれぞれの役割を果たしていく必要があります。

今後、循環型社会への移行を加速するため、これまでの「4R」を更に推し進めたライフスタイルやビジネススタイルの定着を目指します。

### 取組の柱 ごみの適正な処理

安全で、安心して暮らすことのできる生活環境を維持するためには、ごみの排出から収集・運搬・処分に至るあらゆる段階において適切な対応が必要であることから、廃棄物の種類や排出方法に応じて適正に処理するとともに、環境負荷の低減に努めます。

### 取組の柱 ごみゼロに向けた協働の推進

市民・事業者・行政が協働で実施しているリサイクルフェア、各種キャンペーン等の事業は、市民の4Rに関する意識の向上やまちの環境美化の保全に大きな役割を担っており、家庭から排出される一般ごみの減少などの成果につながっています。

今後も、市民・事業者・行政がより積極的に連携の強化を図るとともに、それぞれが独自に啓発活動や美化活動に取り組むことにより、協働の輪を広げ、ごみを出さない環境づくりを進めます。

### 取組の柱 生活排水の適正な処理

下水道整備区域については、更なる公共下水道の整備や下水道への接続を推進するとともに、ダム集水区域の浄化槽整備区域については、高度処理型合併浄化槽への転換を進めます。

また、生活排水を適正に処理するため、浄化槽の維持管理の徹底について、啓発を推進します。

### 取組の柱 大規模災害への備え

東日本大震災や熊本地震で明らかになった災害廃棄物等の処理の課題を踏まえ、短期間に大量に発生する災害廃棄物の処理等を進める強靱な処理体制の構築を目指し、災害廃棄物等処理計画等を見直し、大規模災害への備えを計画的に進めます。

## 5-3 数値目標

ごみ及び生活排水の基本となる「数値目標」を3項目設定するとともに、重点的な取組が必要な分野について「サブ指標」を4項目設定します。それぞれの数値については、過去の人口、ごみや資源の排出量等を基に推計を行い、施策による削減効果を反映して設定しています。

なお、生活排水処理基本計画における数値目標等は、策定中の神奈川県生活排水処理施設整備構想との整合を図り設定しています。

### (1) ごみ処理における数値目標

- ア 資源化可能物の分別と排出抑制による減量効果の指標として「ごみ総排出量」を目標項目として設定します。
- イ ごみの減量化及び清掃工場における処理後残さの有効活用（溶融スラグの有効活用等）による減量化の指標として「最終処分量」を目標項目として設定します。
- ウ 総排出量に含まれる効果指標のうち家庭系ごみの減量化・資源化の指標として「市民1人1日当たりの家庭系ごみ排出量（資源を除く。）」、「食品ロス排出量」をサブ指標として設定します。
- エ ごみ総排出量に含まれる効果指標のうち事業系ごみの減量化の指標として「事業系ごみ排出量」をサブ指標として設定します。

表5-1 ごみ処理における数値目標

#### 数値目標1 ごみ総排出量

基準年度	平成29(2017)年度	227,222 t
中間目標	平成35(2023)年度	220,000 t 以下
<b>計画目標</b>	<b>平成39(2027)年度</b>	<b>216,000 t 以下</b>

#### 数値目標2 最終処分量

基準年度	平成29(2017)年度	21,796 t
中間目標	平成35(2023)年度	21,000 t 以下
<b>計画目標</b>	<b>平成39(2027)年度</b>	<b>20,000 t 以下</b>

#### サブ指標1 市民1人1日当たりの家庭系ごみ排出量（資源を除く。）

基準年度	平成29(2017)年度	494 g
中間目標	平成35(2023)年度	480 g 以下
<b>計画目標</b>	<b>平成39(2027)年度</b>	<b>465 g 以下</b>

#### サブ指標2 食品ロス排出量

基準年度	平成29(2017)年度	9,326 t
中間目標	平成35(2023)年度	8,500 t 以下
<b>計画目標</b>	<b>平成39(2027)年度</b>	<b>7,900 t 以下</b>

#### サブ指標3 事業系ごみ排出量

基準年度	平成29(2017)年度	56,491 t
中間目標	平成35(2023)年度	55,000 t 以下
<b>計画目標</b>	<b>平成39(2027)年度</b>	<b>54,000 t 以下</b>

## (2) 数値目標達成に向けたごみ量等の推移

図5-1 数値目標1 ごみ総排出量の推移

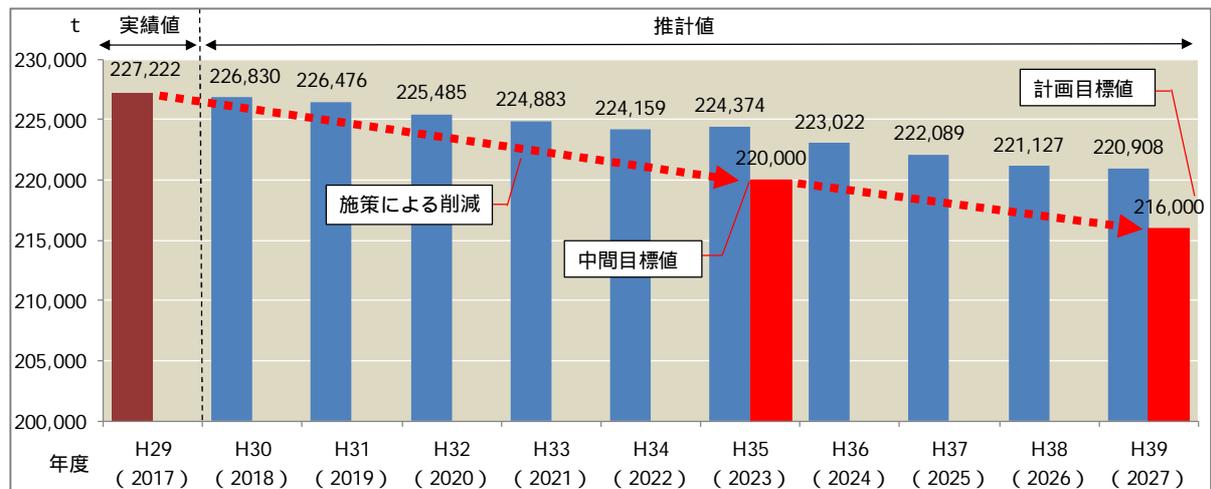


図5-2 数値目標2 最終処分量の推移

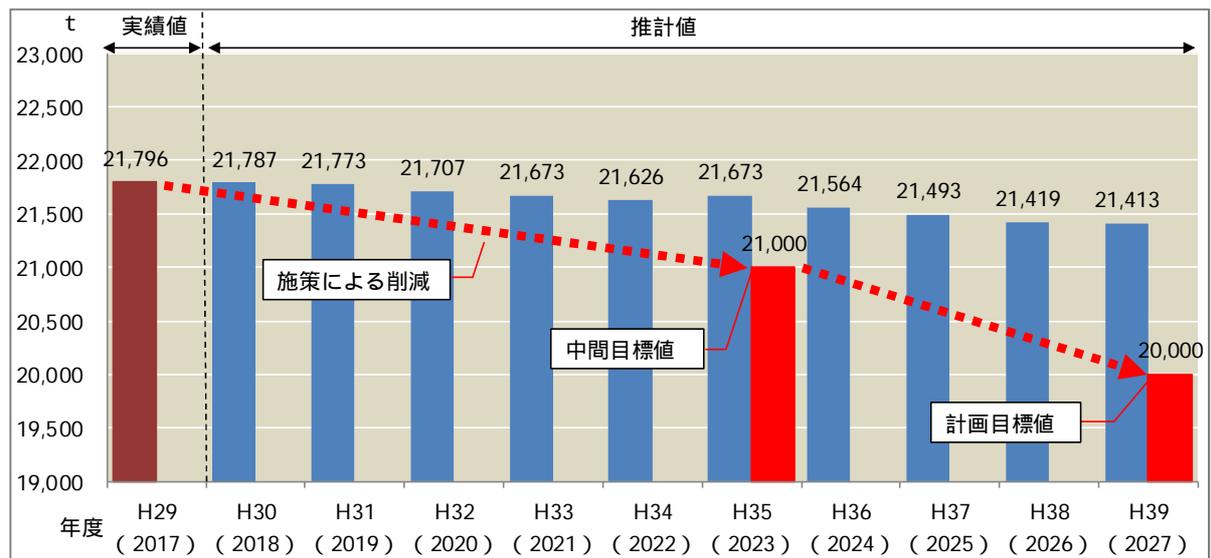


図5-3 サブ指標1 市民1人1日当たりの家庭系ごみ排出量(資源を除く。)の推移

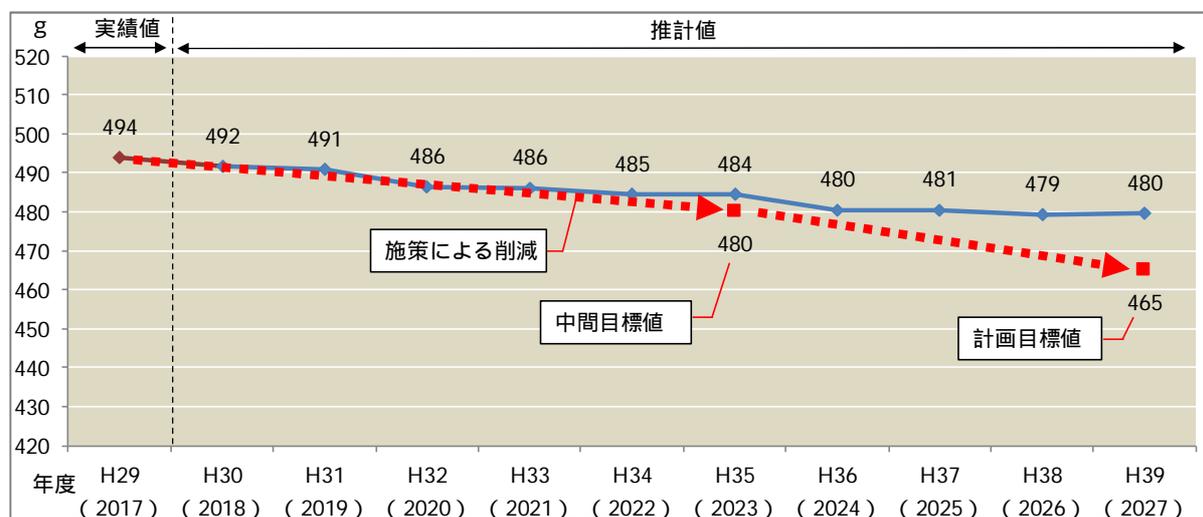


図5 - 4 サブ指標2 食品ロス排出量の推移

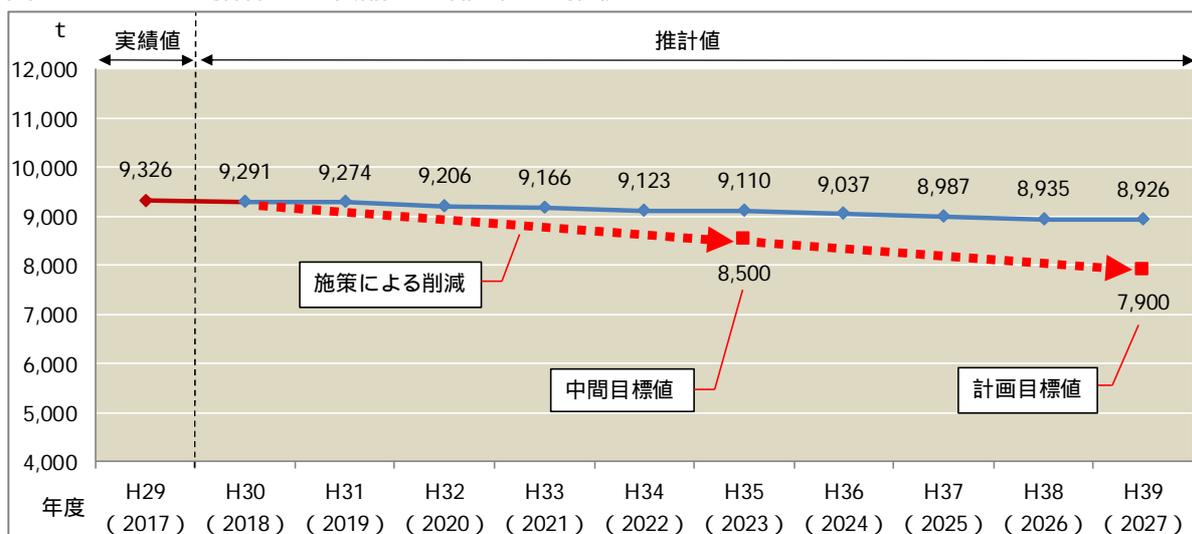
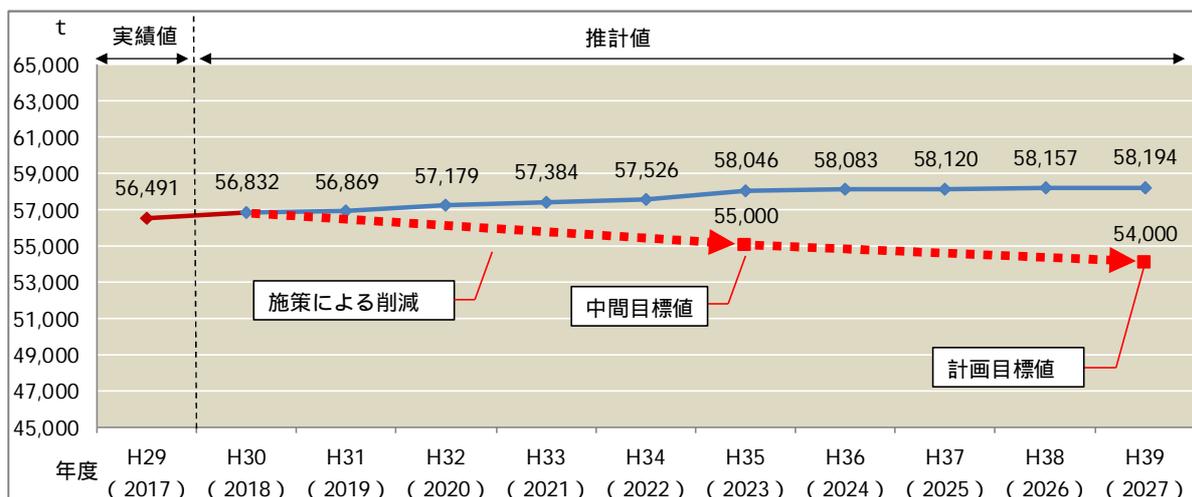


図5 - 5 サブ指標3 事業系ごみ排出量の推移



### (3) 生活排水処理における数値目標

ア 下水道整備や高度処理型合併浄化槽による生活排水の適正処理状況を把握する「生活排水処理率」を数値目標として設定します。

イ ダム集水区域における生活排水の適正処理の推進状況を把握するため、「ダム集水区域の公共下水道整備率」をサブ指標として設定します。

表5 - 2 生活排水処理における数値目標

#### 数値目標1 生活排水処理率

基準年度 平成29(2017)年度 97.7%

中間目標 平成35(2023)年度 98.8%

**計画目標 平成39(2027)年度 99.6%**

#### サブ指標1 ダム集水区域の公共下水道整備率

基準年度 平成29(2017)年度 70.7%

中間目標 平成35(2023)年度 88.3%

**計画目標 平成39(2027)年度 100%**

(4) 数値目標達成に向けた生活排水処理率等の推移

図5-6 数値目標3 生活排水処理率

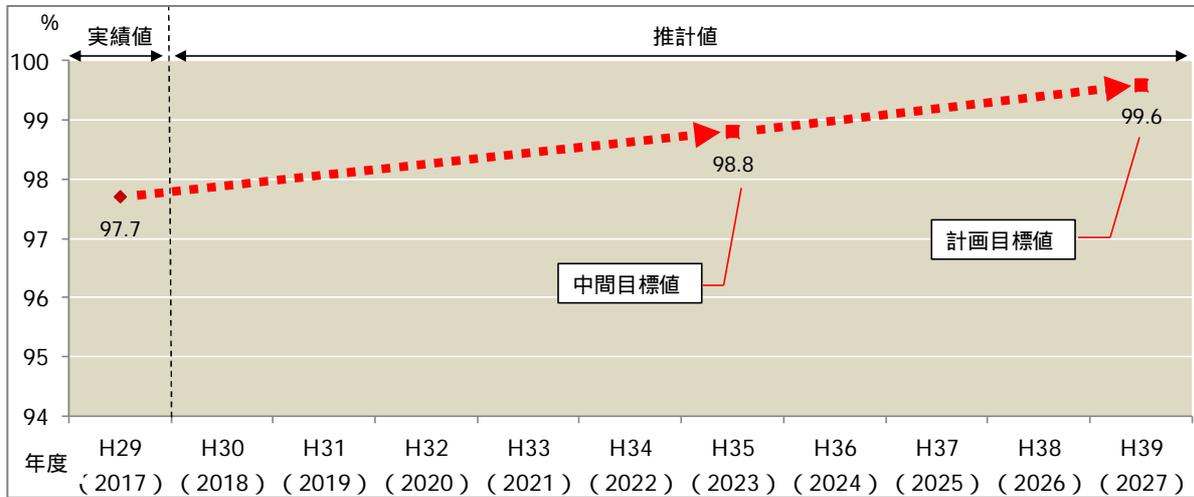
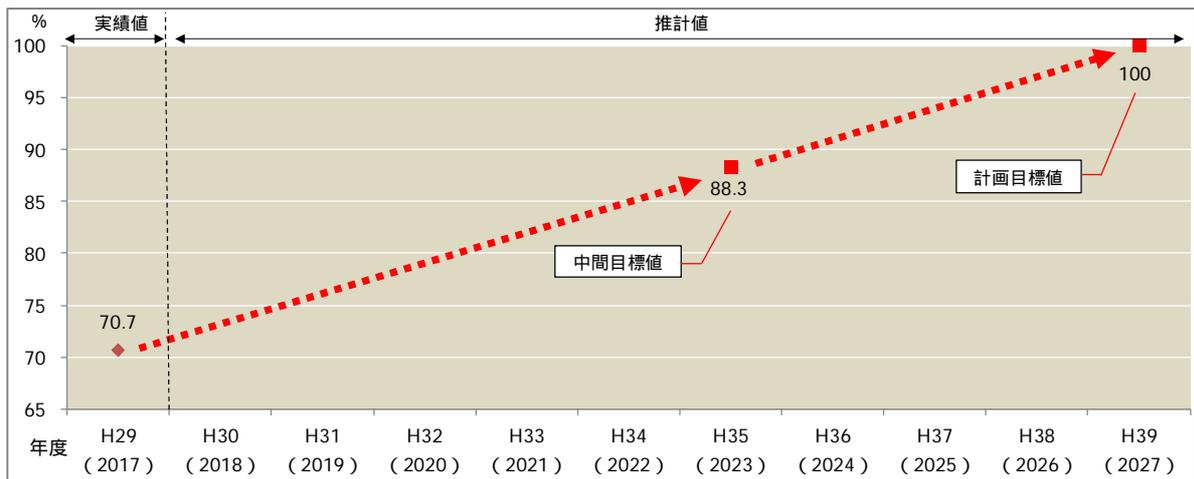


図5-7 サブ指標5 ダム集水区域の公共下水道整備率







分別戦隊シゲンジャー  
ブラホワイト

## 第6章

# 目標達成に向けた施策



# 6-1 施策の展開

## (1) 施策体系

基本理念	取組の柱	基本施策	実施事業
<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">ともにつくる 資源循環都市 さがみはら</p>	取組の柱	<p><b>基本施策 1</b></p> <p>家庭系ごみの減量化・資源化</p>	<p>1 生ごみ・食品ロスの削減</p> <p>2 過剰包装やレジ袋等の削減</p> <p>3 ごみの資源化の拡大</p> <p>4 リユースの促進</p> <p>5 4 Rに関する情報発信や環境教育の推進</p> <p>6 ごみ処理手数料の在り方の調査研究</p>
	ごみの更なる削減	<p><b>基本施策 2</b></p> <p>事業系ごみの減量化・資源化</p>	<p>1 生ごみ・食品ロスの削減</p> <p>2 ごみの資源化の拡大</p> <p>3 適正排出の推進</p> <p>4 4 Rに関する情報発信</p> <p>5 ごみ処理手数料の在り方の調査研究</p>
	取組の柱	<p><b>基本施策 1</b></p> <p>ごみ処理体制の整備</p>	<p>1 一般廃棄物処理施設の整備</p> <p>2 エネルギーや資源の有効活用</p> <p>3 収集運搬体制等の整備</p>
	ごみの適正な処理	<p><b>基本施策 2</b></p> <p>不適正処理防止対策</p>	<p>1 不法投棄防止対策の推進</p> <p>2 持ち去り行為対策の推進</p> <p>3 不用品の違法回収対策の推進</p>
	取組の柱		<p>1 きれいなまちづくりの推進</p> <p>2 生ごみ・食品ロスの削減</p> <p>3 ごみの資源化の拡大</p> <p>4 不法投棄防止対策の推進</p>
	ごみゼロに向けた協働の推進		
取組の柱	生活排水の適正な処理		<p>1 公共下水道の整備の推進</p> <p>2 高度処理型合併浄化槽の設置の推進及び合併処理浄化槽の普及促進</p> <p>3 生活排水対策の推進に向けた普及啓発や公共下水道への接続の促進</p> <p>4 合併処理浄化槽の適正な維持管理の促進</p> <p>5 し尿・浄化槽汚泥等の効率的な収集運搬体制の構築</p> <p>6 し尿・浄化槽汚泥等の適正な処理</p>
取組の柱	大規模災害への備え	<p><b>基本施策 1</b></p> <p>災害廃棄物等処理体制の整備</p>	<p>1 災害廃棄物等の処理への備え</p> <p>2 「災害廃棄物等処理計画」及び「災害廃棄物等処理マニュアル」の見直し</p> <p>3 災害時のごみの排出方法等の広報</p>
		<p><b>基本施策 2</b></p> <p>応援・受援体制の整備</p>	<p>1 他自治体との相互支援体制の強化</p> <p>2 民間事業者との協力関係の強化</p> <p>3 ITをより活用した災害時の情報共有体制の強化</p>

計画の基本的事項

ごみ処理の現状

第2次計画の総括

将来推計

目指す姿

目標達成に向けた施策

資料編

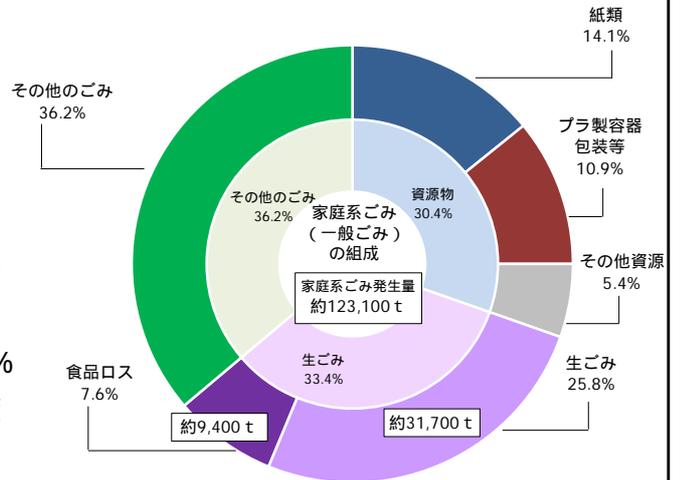
## (2) 重点施策

本市の喫緊の課題及び国内外で取組が求められている課題から、重点的に取り組むべき3つの項目を設定します。

### 生ごみ・食品ロスの削減

家庭系ごみの排出量は、毎年減少してきているものの、「ごみ質測定調査」では、ごみの中に、食べられるのに捨てられる食品、いわゆる食品ロスが家庭から排出される一般ごみの7.6%（約0.9万トン）を占めていることから、生ごみの減量と併せて食品ロス削減の対策など更なる取組を進めます。

また、事業系ごみについても、生ごみが41.3%（約2.3万トン）を占めており、家庭系ごみ対策と同様に生ごみ・食品ロスの削減の取組を進めます。なお、サブ指標として「食品ロス排出量」を設定し、進行管理を行います。

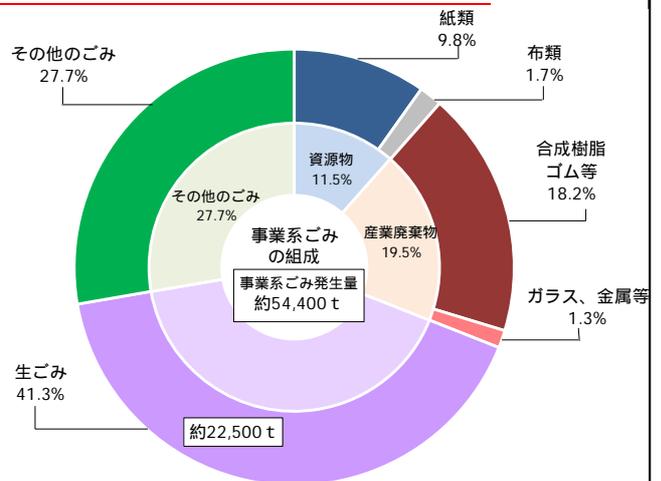


家庭系ごみの組成  
ごみ質測定調査 (平成 29 年度)

### 事業系ごみの減量化・資源化

事業系ごみは、近年増加傾向にあります。

この事業系ごみについては、市内事業所数など、経済状況による外的な要因の影響を受ける傾向にあります。この事業系ごみについては、「事業系一般廃棄物組成分析調査」では、産業廃棄物や紙類などの資源化可能物も含まれている状況があることから、分別の徹底によるごみの減量化・資源化の強化を図っていきます。なお、サブ指標として「事業系ごみの排出量」を設定し、進行管理を行います。



事業系ごみの組成  
事業系一般廃棄物組成分析調査 (平成 28 年度)

### 大規模災害への備え

大規模災害時において、災害廃棄物等を円滑に処理するために、市民・事業者・行政が協力し、平時から十分な対策を講じておく必要があります。

また、熊本地震などの教訓を生かし、支援側及び受援側の双方の観点から体制の整備を進めます。



## 6-2 ごみ処理基本計画



### 基本施策 1 家庭系ごみの減量化・資源化

家庭系ごみの排出量は減少してきているものの、市が毎年実施しているごみ質測定調査では、家庭から排出されたごみの30.4%（約3.7万トン）は、資源化が可能な紙やプラ製容器包装であることが明らかになっています。この資源を分別することにより更なるごみの減量化が可能です。

また、食べられるのに捨てられる食品、いわゆる食品ロスがごみ全体の7.6%（約0.9万トン）を占めており、生ごみの減量化・資源化と併せて食品ロスの対策など、更なる取組が必要です。

### 実施事業 1 生ごみ・食品ロスの削減

リフューズ リデュース  
リユース リサイクル

本市の家庭から出されるごみのうち、全体の33.4%（約4.1万トン）が生ごみで、さらにこの生ごみの約80%（約3.3万トン）を水分が占めています。また、市内の事業所から出されるごみのうち、全体の41.3%（約2.3万トン）が生ごみです。

また、家庭から出される一般ごみの全体の7.6%（約0.9万トン）は、まだ食べられるのに捨てられる食品、いわゆる食品ロスとなっていることから、ごみの中でも大半を占める生ごみや食品ロスの削減について、取組を強化する必要があります。

生ごみを減らすためには、「排出する際に水切りを行う」、「食材を使い切る」、「作ったものを食べきる」こと等の取組が重要です。

また、最近では、各家庭や各事業所において、生ごみの堆肥化など、食品のリサイクルに関する取組が広がっています。

さらに、新たな取組として、家庭から食品を提供してもらい、子ども食堂などに届ける、「フードドライブ」が全国的に広がっており、食品ロス削減の観点からも重要な取組となっています。

フードドライブ…家庭で余っている食品を持ち寄り、フードバンクや福祉施設などに寄付することで、食べ物を必要としている人に届ける活動

### 市民の取組

- 「水切り」の徹底
- 「食品の食べきり」の徹底
- 「食材の使い切り」の徹底
- 「食材の有効活用（エコクッキング）」の実施
- 消費期限や賞味期限の正しい理解
- 食べられる量をもとにした買物や調理
- フードドライブへの協力
- 生ごみ処理容器などを活用した生ごみの堆肥化の実施

### 事業者の取組

- 消費者のニーズに合わせた量り売りや小分け売りの実施
- 店舗での食品ロス削減のPR活動

### 行政の取組

- 食品ロス削減のPR活動
- 食品ロス削減のための講座の開催
- 生ごみ処理容器の利用促進
- 「水切り」の促進
- 市内の循環に向けたフードドライブの推進
- 他都市との連携による食品ロス削減に向けた取組

## 実施事業2 過剰包装やレジ袋等の削減

リフューズ リデュース  
リユース リサイクル

家庭系ごみの中には、商品を包む包装紙やスーパーのレジ袋等も排出されています。商品の製造段階では、簡易包装の商品が開発され、安価な設定とされているものもあります。

また、多くのスーパー等の小売店では、レジ袋の有料化や使用しない場合のポイント付与などにより、レジ袋の削減に取り組んでいます。

レジ袋等は、ごみの発生につながるとともに、海洋生物への影響が問題となっており、プラスチック製品そのものの利用削減の動きが、国内外で活発化しています。

### 市民の取組

- 簡易包装、詰め替え商品等の選択
- 割り箸、プラスチック製品のスプーン・ストロー等の利用削減
- 物を大切に長く使う生活スタイルへの転換
- マイバッグの利用によるレジ袋の利用削減
- マイボトルの利用によるペットボトル等の利用削減

### 事業者の取組

- 簡易包装の導入の推進
- 容器、包装材等の回収の推進
- 簡易包装商品やマイバッグ・マイボトル利用時の割引等の取組の推進

### 行政の取組

- マイバッグ、マイ箸、マイボトル等の利用促進
- マイバッグ・マイボトル利用時の割引やポイント付与等、事業者への働きかけの強化
- レジ袋削減や簡易包装導入など、事業者への働きかけの強化
- 不法投棄されたプラスチック等の環境への影響に関する情報提供

## 実施事業3 ごみの資源化の拡大



資源化を進めるためには、適切なおみの分別が欠かせません。

びん、缶、紙類などの資源の回収は、ごみ・資源集積場所での行政による回収のほか、子ども会や自治会等の団体が行っている「集団資源回収」があります。「集団資源回収」は、身近な環境教育の場や地域のコミュニティづくりとしての機能も有しています。集団資源回収の取組の拡大により、地域に根ざしたごみの減量化と資源の有効利用が進むことが期待されます。

また、更なる資源化を図る観点から、<sup>せん</sup>剪定枝等の新たなリサイクルシステムの構築に向けて取組を進めるとともに、使用済の小型家電製品に含まれる金、銀、銅等の有用金属のリサイクルについても、さらに拡大を図っていく必要があります。

### 市民の取組

ごみ排出ルールに基づく分別の徹底  
「集団資源回収」の取組の拡大

### 事業者の取組

資源化が可能な容器や包装材等の開発・利用の推進  
容器、包装材等の回収・資源化の取組の推進

### 行政の取組

「集団資源回収」のPRの強化及び実施団体の支援  
「都市鉱山からつくる！みんなのメダルプロジェクト」と連携した使用済小型家電回収の取組の推進  
使用済小型家電の資源回収ボックスの効果的な設置の検討  
事業者による容器、包装材等の回収・資源化の取組の促進  
ごみの資源化の拡大に向けたポイント制度や割引制度導入の促進  
家庭から排出される剪定枝を新たな資源品目とすることの検討  
新たな資源化に関する調査研究  
「拡大生産者責任」の考え方に基づく制度拡充に関する国、事業者等への働きかけ

## 実施事業 4 リユースの促進

リユース

リサイクル

リユース

リサイクル

近年、フリーマーケット、リサイクルショップ及びフリマアプリの利用など、モノを大切に、繰り返し使うという暮らしの文化も定着してきました。自分が不用になったモノでも使ってくれる人を探してみる、壊れたモノも修理して使うこと等は、ごみの減量化につながるだけでなく、資源や環境にやさしい行動でもあります。

本市には、リユース・リサイクルに取り組む拠点として、「橋本台リサイクルスクエア」と「麻溝台リサイクルスクエア」の2つの施設があり、粗大ごみとして排出された家具の一部を清掃・修理し、市民に提供しています。

また、ごみの減量化・資源化に係る各種の情報を提供しており、今後も4Rに関する事業や情報の提供を強化していきます。

### 市民の取組

- フリーマーケット、リユースショップ等の活用
- リサイクルスクエアの掲示板等によるリユース品の活用
- リターナブル（再利用できる）容器を使用した商品の選択

### 事業者の取組

リユース品の活用

### 行政の取組

卒業や転居の際に排出される家具等のリユースの促進

橋本台・麻溝台リサイクルスクエアでのリユース家具提供の継続

リサイクルスクエアにおける情報発信の強化

フリーマーケットやリサイクルフェア等のイベントにおける4RのPRの推進

ウェブによるフリーマーケット等、民間事業者との連携によるリユース促進策の検討

## 実施事業 5 4 R に関する情報発信や環境教育の推進

リフューズ リデュース  
リユース リサイクル

多くの市民が4 Rに関する理解を深め、日常生活でごみの減量化・資源化に取り組んでいくためには、様々な機会を捉えて4 Rの大切さを発信することが必要です。

特に、本市の分別ルールに慣れていない転入者、外国人及びごみの減量化・資源化への関心が低い若い世代を中心に情報提供を行っていきます。

また、ごみ・資源の収集量、集団資源回収の実績及び資源の行方など、現状や取組の効果について、写真・イラスト、映像等により分かりやすく「見える化」し、情報提供の充実を図るとともに、入れ替わりの比較的多い集合住宅や大学生への情報提供については、不動産業者や大学との連携により、個別に情報が届くような工夫を行っていきます。

さらに、地域のコミュニティづくりとしての機能も有している「集団資源回収」への参加などを通じて、ごみの減量化・資源化の大切さについて、市民・事業者・行政がそれぞれの立場で学び、行動することを目指します。

### 市民の取組

「集団資源回収」の取組の拡大

### 事業者の取組

「集団資源回収」への参加

### 行政の取組

ごみ排出ルールの周知・啓発

ごみ・資源集積場所のルールの徹底

継続的な環境教育の推進

不動産業者、大学等との連携によるごみ排出ルールの情報提供

外国人に対するごみ排出ルールの周知・啓発

学校や企業への出前講座の拡大

若い世代を対象としたワークショップ等の実施

ごみ分別アプリ、市ホームページ、動画等の電子媒体を活用した情報発信の推進

不用品の情報交換ができる民間の電子掲示板等との連携の検討

環境に配慮した消費活動に関する情報の提供

「さがみ風っ子 ISO」の取組の推進

## 実施事業 6 ごみ処理手数料の在り方の調査研究

リフューズ リデュース  
リユース リサイクル

家庭から排出される一般ごみの処理の有料化は、排出量に応じた負担の公平化が図られ、市民意識の向上にもつながるとされています。

現状では、市民の1人1日当たりの家庭系ごみ排出量（資源を除く。）は減少傾向であり、ごみの中には紙類、プラ製容器包装等の資源化できるものが30.4%含まれていることから、ごみの削減効果の大きい資源の分別排出に優先的に取り組む必要があります。

一般ごみの処理の有料化については、ごみ処理手数料全体の適正な在り方や他自治体の動向を調査研究するとともに、一般ごみの排出量が増加する場合などを想定し、引き続き検討を進めます。

### 行政の取組

ごみ処理手数料の適正な在り方の検討

一般ごみの有料化に関する他自治体の動向の調査研究

## 基本施策2 事業系ごみの減量化・資源化

事業系ごみの排出量は、一般的に経済状況等の外的な要因に影響される傾向があります。平成28年度に実施した事業系一般廃棄物組成分析調査では、資源化可能物が11.5%（約0.6万トン）、廃プラスチック類、金属くず等、本来、産業廃棄物として処理する必要があるものが19.5%（約1.1万トン）含まれていることから、分別や適正排出を推進することによりごみの減量化・資源化が可能です。

特に、事業系ごみでは生ごみの排出量が大きな割合を占めることから、家庭系ごみ対策と同様に生ごみや食品ロスの削減の取組が重要となっています。

あわせて、新たな資源化に関する調査研究を進めます。

### 実施事業1 生ごみ・食品ロスの削減

リフューズ	リデュース
リユース	リサイクル

本市の事業系ごみのうち全体の41.3%（約2.3万トン）は生ごみであり、大きな割合を占めていることから生ごみの削減について、重点的に取り組んでいきます。

生ごみを減らすためには、「排出する際には水切りを行う」、「食材を使い切る」こと等が大切です。

飲食店における食品ロスを削減するためには、「3010運動」の実施、小盛メニューの導入、持ち帰り希望者への対応を行うこと等、食品廃棄物を減らす取組を促進していきます。

また、消費期限・賞味期限前に廃棄される食品、災害用備蓄品等の食品を、フードバンクにつなげる取組を進めるとともに、市内の学校給食で発生する残さについても、引き続き飼料化を進めることにより生ごみ・食品ロスの削減に取り組んでいきます。

## 市民の取組

飲食店における適量の注文

会食時における「3010運動」の実施など、「食べきり」の徹底

## 事業者の取組

食品残さの資源化事業者への排出等による減量化

「3010運動」の実施

小盛メニューや持ち帰り希望者への対応

フードバンクへの食品の提供

食べられる部分まで取り除く過剰除去の削減

賞味期限前の返品等に係る商慣習の改善

飲食店及び大学、社員食堂等での食べきりの促進

## 行政の取組

公共施設における食品廃棄物削減の推進

会食時における「3010運動」の実施及び啓発

学校給食で発生する残さの減量化・資源化の推進

フードバンク等との連携

小盛りメニューや持ち帰り希望者への対応に関する働きかけ

生ごみ処理容器の利用促進

## 実施事業2 ごみの資源化の拡大



事業者から排出される食品残さ、木くず及び<sup>せん</sup>剪定枝については、一部は堆肥などへの資源化が図られていますが、多くは清掃工場に搬入され、焼却処理されているため、更なる資源化の拡大に向けて取り組んでいきます。

また、資源（古紙等）が少量の場合は、事業者が回収できない場合があるため、少量でも排出できる仕組みを検討するとともに、新たな資源化に関する調査研究を進めます。

### 事業者の取組

木くずや<sup>せん</sup>剪定枝の資源化の拡大

食品残さの資源化の拡大

### 行政の取組

木くずや<sup>せん</sup>剪定枝の資源化の拡大（排出者）

<sup>せん</sup>剪定枝の受入先拡大の検討

学校給食で発生する残さの資源化の拡大

少量の資源でも排出できる仕組み（回収協力事業所等）の検討

新たな資源化に関する調査研究

## 実施事業3 適正排出の推進

リデュース リユース  
リデュース リサイクル

事業系廃棄物は、産業廃棄物と一般廃棄物に区分されますが、市の清掃工場で処理を行っているのは、事業系一般廃棄物です。家庭系ごみとは異なり、ごみ・資源集積場所に排出することはできないため、許可を受けた事業者が収集運搬を行っています。

清掃工場では、搬入されるごみの中に、資源や産業廃棄物が混入していないかを確認するため、目視検査やごみ袋を開封して確認する展開検査を随時行っていますが、今後は、排出事業者が処理の流れを自ら把握し、適正に排出する仕組みづくりを進めます。

また、地域によっては、小規模な事業所によるごみ・資源集積場所への不法投棄が見られることから、適正排出の指導を強化していきます。

あわせて、商店会などが主体となって、地区単位又は事業団体単位で事業系ごみを収集運搬許可業者に委託する「共同排出」の取組を引き続き促進します。

### 事業者の取組

ごみと資源の分別及び適正な排出の実施

共同排出事業の活用

### 行政の取組

事業系ごみの搬入物検査の強化

事業系ごみのマニフェスト制度の導入

減量化等計画書に基づく多量排出事業者への指導の強化

排出ルール徹底のための少量排出事業者に対する訪問指導の強化

共同排出事業の支援

ごみ・資源集積場所への事業系ごみの排出抑止

## 実施事業4 4Rに関する情報発信

リフューズ リデュース  
リユース リサイクル

事業者が4Rの取組を推進するためには、4Rに関する優良な事例や取組について、積極的に情報を発信し、市民にも広く認知されることが重要です。

また、環境配慮への取組を促進するため、現在実施している「エコショップ等認定制度」については、インセンティブの付加など、事業者への支援について、更なる制度の充実が課題となっています。

このため、優良な取組を行っている事業者の表彰やその取組を電子媒体などで情報発信を行う体制を構築します。

### 行政の取組

ごみ分別アプリ、市ホームページ、動画等の電子媒体による効果的な情報発信の推進

事業者の優良な取組の表彰

「エコショップ等認定制度」の見直し・充実

環境に負荷のかからない商品等の開発に関する情報発信

## 実施事業5 ごみ処理手数料の在り方の調査研究

リフューズ リデュース  
リユース リサイクル

事業系ごみの発生量は、平成23年度以降、増加傾向にあり、受益と負担の適正化を図りつつ、事業者が排出する事業系ごみの処理手数料の在り方について、検討を進めます。

### 行政の取組

ごみ処理手数料の在り方や他自治体の動向の調査研究



# 取組の柱

## ごみの適正な処理

### 基本施策 1 ごみ処理体制の整備

ごみを適正に処理していくためには、清掃工場や最終処分場などの整備・改修を計画的に進めていく必要があります。施設の耐用年数やごみの排出状況などを踏まえた長寿命化計画の策定など、計画的な整備を進めます。

また、清掃工場では、ごみの焼却によって発生する熱エネルギーを利用した発電を行うとともに、焼却の段階で金属等の資源を回収し、焼却灰もスラグ化して再生利用を行っており、今後も引き続き、エネルギーや資源の有効活用を図ります。

ごみの収集・運搬に当たっては、経済性・効率性を考慮するとともに環境負荷の低減に配慮することが必要です。ごみ収集車については、引き続き、低公害車を導入するとともに、市民サービスの向上に向け、収集運搬体制の見直しを進めます。

あわせて、ごみ出しが困難な方への支援について、福祉分野等と連携しながら対応を進めるとともに、亡くなった方の遺品整理に伴い発生したごみや火災などの災害時に発生するり災ごみの収集運搬体制について実情に合った方策を検討します。

### 実施事業 1 一般廃棄物処理施設の整備

北清掃工場では、ごみの処理を安定的に継続するため、長寿命化及び二酸化炭素排出量の削減を図る基幹的設備等の改良工事を平成 29 年 9 月から実施しており、南清掃工場についても本計画期間中に長寿命化への取組に着手する必要があります。

また、改良工事後の南・北清掃工場の建て替えについても、将来的なごみ処理量の推移を踏まえ、計画的な整備の検討を行います。

なお、現行の最終処分場の埋立完了時期は、当初平成 44 年 3 月を予定していましたが、ごみの減量化・資源化が進んだことにより、5 年程度の延命化を見込んでおり、その後の埋立完了を見据えた取組を進めます。

## 行政の取組

- 北清掃工場基幹的設備等改良事業の推進
- 最終処分場第2期整備地かさ上げ工事の推進
- 最終処分場の計画的な整備
- 清掃工場の計画的な整備等

## 実施事業2 エネルギーや資源の有効活用

清掃工場ではごみの焼却によって発生する熱エネルギーを利用した発電、蒸気供給、余剰電力の売電等の有効活用を継続します。（南清掃工場は、再生可能エネルギー発電施設の認定を受けています。）

ごみの焼却段階においても資源化を進めるとともに、南清掃工場においては、ごみ処理の過程で生成される溶融スラグを道路用資材等へ利用することにより、最終処分量の減量化を推進し、一層の最終処分場の延命化を図ります。

再生可能エネルギー発電施設...ごみを焼却処理した際に発生した熱を利用して発電するなど、再生可能エネルギーを活用して発電をする施設  
再生可能エネルギーを活用した発電することにより、化石燃料を用いた発電よりCO<sub>2</sub>の排出を抑えることができる。

## 行政の取組

- 北清掃工場基幹的設備等改良事業の推進（発電効率の向上）
- 清掃工場のごみ焼却により発生する熱エネルギーの有効活用
- ごみの処理過程で生成される溶融スラグの有効活用

## 実施事業3 収集運搬体制等の整備

住居が山間部にあること、あるいは、狭あい道路に面していること等により、ごみ・資源集積場所が遠い場合や単身の高齢者等で自力でのごみ出しができない場合など、いわゆる「ごみ出し困難者」への支援が求められています。

あわせて、亡くなった方の遺品整理に伴うごみや火災等でり災した場合に発生するり災ごみの収集運搬体制についても、実情に合った対応が必要です。

また、家庭から出されるバッテリーや農薬などの有害性・危険性のあるものや破碎・焼却できないものなど、市が処理できないものについては、販売店等が自ら適切な回収・リサイクルを行うような仕組みが必要です。

収集運搬業務の民間委託における事業者の選定において、価格だけではなく、ごみの減量化・資源化などの啓発に係る提案等を含めて選定することについて調査研究します。

### 事業者の取組

- バッテリーなどの焼却処理に適さない廃棄物に関する関連業界による自主回収ルートの整備

### 行政の取組

- ごみ出しが困難な方への対応の検討
- 「り災ごみ」や「遺品整理ごみ」の収集運搬に係る取扱いの検討
- 効率的な収集運搬体制の検討
- 「拡大生産者責任」の考え方に基づく制度拡充に関する、国、事業者等への働きかけ

## 基本施策2 不適正処理防止対策

不法投棄については、市民との協働による不法投棄防止活動、パトロール、監視カメラの設置等により、減少傾向にありますが、津久井地域については、山間部の道路際などへの不法投棄が後を絶たない状況にあります。

生活環境や自然環境の保全を図る観点から、多発箇所を中心に、引き続き不法投棄防止の取組を進める必要があります。

また、ごみ・資源集積場所からの資源の持ち去り行為や許可なく不用品を回収する行為は、市民の分別意識を低下させるだけでなく、事業者によっては、安心・安全な生活を脅かす悪質な場合もあることから、厳正に対応する必要があります。

### 実施事業1 不法投棄防止対策の推進

ごみの不法投棄を未然に防止し、良好な地域環境を保全するため、不法投棄多発箇所を中心とした監視カメラの設置やパトロールを実施するとともに、自主的な不法投棄防止活動を行う市民団体との協働による不法投棄防止対策を引き続き実施します。

#### 市民の取組

地域でのパトロールや啓発活動の実施  
不法投棄パートナーシップ制度の活用

#### 事業者の取組

地域でのパトロールや啓発活動への積極的な参加

#### 行政の取組

不法投棄防止パトロールの継続実施  
監視カメラの設置等による不法投棄防止活動の継続  
不法投棄パートナーシップ制度を活用した取組の促進  
津久井地域不法投棄防止協議会による不法投棄防止活動の促進

## 実施事業2 持ち去り行為対策の推進

資源の持ち去り行為は、本市条例により禁止されており、パトロール、所轄の警察署との連携、GPSによる持ち去り古紙の追跡調査等、資源の持ち去り防止対策を引き続き実施します。

### 市民の取組

持ち去り行為発見時の通報

資源の排出時間の徹底

### 行政の取組

パトロールの実施

近隣自治体や警察署との連携

GPSを活用した持ち去り古紙の追跡調査

## 実施事業3 不用品の違法回収対策の推進

「無料で不用品を回収します」などとテレビや冷蔵庫などの不用品を回収する事業者が見受けられます。家庭から出る不用品が廃棄物に該当する場合、それを収集運搬するには、一般廃棄物収集運搬業の許可が必要となりますが、現在、本市では許可しておりません。

このような事業者を利用したことで、高額な料金を請求されたなどといったトラブルも発生していることから、違法な不用品回収業者を利用しないよう市民に呼び掛けるとともに、パトロールや事業者への直接指導を行うなど、取組を強化します。

### 市民の取組

違法な不用品回収業者の利用回避

### 行政の取組

違法な不用品回収業者の指導

違法な不用品回収業者に関する市民への情報提供



## 取組の柱

## ごみゼロに向けた協働の推進

市民・事業者・行政が協働で実施しているリサイクルフェアや各種キャンペーンなどの事業は、市民の4Rに関する意識の向上やまちの環境美化の保全に大きな役割を担っており、家庭から排出される一般ごみの減少などの成果につながっています。

今後も、市民・事業者・行政の連携の強化を図るとともに、それぞれが独自に啓発活動や美化活動に取り組むことにより、協働の輪を広げ、ごみを出さない環境をつくることが求められています。

また、「2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会」には、多くの観光客が訪れることから、相模原市が「4R」を推進していることをこの大会を通じ、国内外に広く発信していきます。

### 実施事業1 きれいなまちづくりの推進

ごみの散乱を防止し、清潔できれいなまちづくりを進めるため、市で定めた5月30日の「きれいなまちづくりの日」を中心とした地域清掃や市内駅における啓発事業を引き続き実施するとともに、相模原市美化運動推進協議会が実施している美化運動推進功労者表彰、美化ポスター・美化標語コンクールへの支援等を通して、美化意識の向上を図ります。

また、ごみ・資源集積場所は、利用者で協力して管理されており、多くは、自治会や廃棄物減量等推進員が中心となって、清掃当番等のルールが決められ、管理されているため、引き続き、自治会や廃棄物減量等推進員と共に、ごみ・資源集積場所の適切な管理に努めます。

### 市民の取組

- 地域清掃による環境美化活動の実施
- 市民団体等によるまち美化に関する積極的な提案
- ごみ・資源集積場所の利用ルールの徹底による適切な維持管理

### 事業者の取組

- 地域の環境美化活動への積極的な取組
- 共同排出事業の実施

### 行政の取組

- 自治会、廃棄物減量等推進員を始めとした関係団体との連携強化
- 市民・事業者などによる環境美化活動の情報の発信
- 良好な環境を保っているごみ・資源集積場所を対象とした表彰制度の検討
- 若い世代の美化活動への参加促進
- 一般ごみの夜間収集の継続

## 実施事業2 生ごみ・食品ロスの削減

食品ロスは、家庭や市民が利用する小売店、飲食店等から発生していることから、市民・事業者・行政が一体となり食品ロスの削減に取り組む必要があります。

具体的には、食品ロス削減の取組を市全体の活動に発展させるための仕組みづくりの検討を進めます。

また、「3010運動」については、会食時に発生する食品ロスを削減するために有効な取組であることから、飲食店がこの取組に協力し、利用者が積極的に実践できるよう推進します。

### 市民の取組

フードドライブへの協力（再掲 - 1 - 1）

### 事業者の取組

「3010運動」の実施（再掲 - 2 - 1）

### 行政の取組

市内の循環に向けたフードドライブの推進（再掲 - 1 - 1）

会食時における「3010運動」の実施及び啓発（再掲 - 2 - 1）

フードバンク等との連携（再掲 - 2 - 1）

### 実施事業3 ごみの資源化の拡大

びん、缶、紙類等の資源の回収は、ごみ・資源集積場所で行う行政による回収のほか、地域における子ども会、自治会等が自主的に「集団資源回収」として実施しており、引き続き、この取組について支援していきます。

#### 市民の取組

「集団資源回収」の取組の拡大（再掲 - 1 - 3）

#### 事業者の取組

「集団資源回収」への参加（再掲 - 1 - 3）

#### 行政の取組

「集団資源回収」のPRの強化及び実施団体の支援（再掲 - 1 - 3）

### 実施事業4 不法投棄防止対策の推進

「不法投棄をしない・させない・許さない」環境づくりを推進するため、不法投棄撲滅キャンペーンを実施するなど、市民団体との協働により、不法投棄防止の取組の充実を図ります。

#### 市民の取組

不法投棄パートナーシップ制度の活用（再掲 - 2 - 1）

津久井地域不法投棄防止協議会による不法投棄防止活動の推進

#### 事業者の取組

津久井地域不法投棄防止協議会による不法投棄防止活動の推進

#### 行政の取組

不法投棄パートナーシップ制度を活用した取組の促進（再掲 - 2 - 1）

津久井地域不法投棄防止協議会による不法投棄防止活動の促進

（再掲 - 2 - 1）

## 6-3 生活排水処理基本計画



# 取組の柱

## 生活排水の適正な処理

本市では、相模湖・津久井湖・宮ヶ瀬湖など、神奈川県民の水がめである水源地域を有しており、健全な水環境を確保していくためには、この水源を維持していくことが重要です。

このため、本市に降雨する水がダム湖に直接流入するダム集水区域における公共下水道の整備の推進が必要です。

さらに、ダム集水区域の浄化槽整備区域については、高度処理型合併浄化槽の設置の推進や浄化槽の適正な維持管理が図られるよう、積極的な啓発を行う必要があります。

また、し尿・浄化槽汚泥等の適切な処理を継続するとともに、公共下水道が整備された地域においていまだ浄化槽により生活排水処理をしている世帯に対しては、法令に基づき公共下水道への接続がされるよう接続促進等の強化を図ります。

### 実施事業 1 公共下水道の整備の推進

公共下水道の整備を推進し、水源の汚濁防止と地域住民の生活環境の向上を図ります。

#### 市民の取組

公共下水道整備後の速やかな接続  
油やごみなどを下水道に流さないなどの適正な生活排水の処理

#### 事業者の取組

公共下水道整備後の速やかな接続  
油やごみなどを下水道に流さないなどの適正な生活排水の処理

#### 行政の取組

地下水、河川水を含めた健全な水環境の保全  
公共下水道の整備及び維持管理  
適正な生活排水の処理についての周知・啓発

## 実施事業 2 高度処理型合併浄化槽の設置の推進及び 合併処理浄化槽の普及促進

ダム集水区域における水質汚濁を防止する対策として、窒素・リンの除去に効果がある高度処理型合併浄化槽の設置を推進します。

また、ダム集水区域外の公共下水道の整備計画区域外においては、合併処理浄化槽の設置補助制度の活用を図りながら普及促進を行います。

### 市民の取組

- 単独浄化槽等から合併処理浄化槽への転換
- ダム集水区域の高度処理型合併浄化槽への転換

### 事業者の取組

- 単独浄化槽等から合併処理浄化槽への転換
- ダム集水区域の高度処理型合併浄化槽への転換

### 行政の取組

- ダム集水区域の高度処理型合併浄化槽の設置の推進
- 合併処理浄化槽の適正な維持管理のための周知・啓発
- 適正な生活排水の処理についての周知・啓発（再掲 - 1）

### 実施事業3 生活排水対策の推進に向けた普及啓発や 公共下水道への接続の促進

神奈川県の水源地域として良好な水環境を保全するため、市ホームページ等を用いた適正な生活排水処理に関する周知啓発を行うとともに、市民の意識向上を図り、湖沼や河川の水質汚濁の原因となる生活排水の適正処理を促進します。

また、公共下水道が整備され、供用開始された地域では、未接続の世帯に対し接続に向けた指導を強化します。

#### 行政の取組

- 地下水・河川水を含めた健全な水環境の保全（再掲 - 1）  
公共下水道への接続の促進

### 実施事業4 合併処理浄化槽の適正な維持管理の促進

合併処理浄化槽は適切な維持管理を行うことで、その性能を十分に発揮することから、使用者に対し正しい知識や、適正な維持管理の必要性の周知を図っていきます。

#### 市民の取組

- 合併処理浄化槽の法定点検や清掃などの適正な維持管理
- 油やごみなどを合併処理浄化槽に流さないなどの適正な生活排水の処理

#### 事業者の取組

- 合併処理浄化槽の法定点検や清掃などの適正な維持管理
- 油やごみなどを合併処理浄化槽に流さないなどの適正な生活排水の処理

#### 行政の取組

- 地下水・河川水を含めた健全な水環境の保全（再掲 - 1）
- 合併処理浄化槽の適正な維持管理に関する周知・啓発（再掲 - 2）

## 実施事業5 し尿・浄化槽汚泥等の効率的な収集運搬体制の構築

公共下水道の整備等に伴い、し尿・浄化槽汚泥等の収集件数や収集量は減少することが見込まれることから、引き続き効率的な収集運搬体制の検討を進めます。

また、旧相模原市の区域と津久井地域においては、し尿・浄化槽汚泥等の収集体制が異なっていることから、市民負担の均衡を保つため、津久井地域における浄化槽清掃手数料に対する助成を引き続き行うとともに、この不均衡を解消するため、適正な収集運搬体制の在り方について検討を進めます。

### 行政の取組

- し尿・浄化槽汚泥等の効率的な収集運搬体制の構築
- 津久井地域における浄化槽清掃手数料に対する助成

## 実施事業6 し尿・浄化槽汚泥等の適正な処理

し尿及び浄化槽汚泥等を安全で安定的に処理を行うため、津久井クリーンセンターを適正な維持管理に努めます。

### 行政の取組

- し尿処理施設の適正な維持管理

## 6-4 大規模災害への備え



# 取組の柱

## 大規模災害への備え

「熊本県第一次仮置場」（環境省）  
 ([http://kouikishori.env.go.jp/photo\\_channel/](http://kouikishori.env.go.jp/photo_channel/)) を加工して作成

### 基本施策 1 災害廃棄物等処理体制の整備

大規模災害時に円滑に災害廃棄物等処理するためには、市民・事業者・行政が協力し、災害廃棄物等処理体制を構築することが必要であるため、平時から十分な対策を講じておく必要があります。

特に、避難所のごみやし尿を含む災害廃棄物等の処理を適正かつ迅速に行うための処理体制の整備について検討を進めます。

### 実施事業 1 災害廃棄物等の処理への備え

大規模災害の発生に備え、他市町村との相互援助協定や業界団体との支援協定の拡充を図るとともに、災害発生時には情報収集・連絡等が迅速かつ的確に行われるよう、関係行政機関、民間事業者団体等との緊密な情報連絡体制の確保を図ります。

あわせて、市民・事業者・行政による災害時を想定した訓練を実施するなど、総合的な災害廃棄物等処理体制の構築を図ります。

### 市民の取組

- 災害廃棄物等の排出ルールに基づく訓練の実施

### 事業者の取組

- 災害廃棄物等の排出ルールに基づく訓練の実施
- 災害時の情報収集及び情報共有手段の確保の検討

### 行政の取組

- 災害廃棄物等の排出ルールに基づく訓練の実施
- 災害時の情報収集及び情報共有手段の確保
- 仮置場の確保に向けた検討
- 災害廃棄物等の収集・処分体制の構築

## 実施事業2 「災害廃棄物等処理計画」及び「災害廃棄物等処理マニュアル」の見直し

近年、発生した災害における他自治体の災害廃棄物等の処理状況を把握し、本市で定める「災害廃棄物等処理計画」における仮置場の運営方法や処理フロー等の見直しを行います。

また、本市の「災害廃棄物等処理マニュアル」について、訓練の実施結果等を踏まえ、見直しを行います。

### 行政の取組

- 仮置場の確保に向けた検討（再掲 - 1 - 1）
- 災害廃棄物等の収集・処分体制の構築（再掲 - 1 - 1）
- 災害時におけるごみ排出方法等の検討
- 災害時におけるごみ排出方法等の情報提供手段の検討

### 実施事業3 災害時のごみの排出方法等の広報

災害廃棄物等の処理を適正に進めるためには、市民や事業者の理解と協力は欠かせません。

このため、平時から災害廃棄物等の排出ルールについて、市民や事業者の理解を得られるよう周知・啓発していきます。

特に、大量に発生する片付けごみについては、災害時の公衆衛生の確保や道路上の安全確保の観点から、仮置場への排出方法等を適切に案内できるよう検討を進めます。

#### 市民の取組

- 平時からの片付けごみや生活ごみの排出方法の理解

#### 事業者の取組

- 災害時の情報収集及び情報共有手段の確保（再掲 - 1 - 1）

#### 行政の取組

- 大量に発生する片付けごみと生活ごみの処理方法等の検討
- 平時からの片付けごみの排出方法や仮置場での分別（コンクリート、木くず、金属くず等）に関する情報提供
- 災害時の情報収集及び情報共有手段の確保（再掲 - 1 - 1）
- 災害時におけるごみ排出方法等の情報提供手段の検討（再掲 - 1 - 2）

## 基本施策 2 応援・受援体制の整備

大規模災害時に円滑に災害廃棄物等処理するためには、他自治体及び民間団体等との協力や迅速な情報共有が必要となります。

あわせて、熊本地震などの教訓を生かし、支援側及び受援側の双方の観点から体制の整備を進めます。

### 実施事業 1 他自治体との相互支援体制の強化

他自治体との連携及び相互援助体制を強化することにより、災害廃棄物等の迅速な処理体制及び支援体制の構築を図ります。

#### 行政の取組

- 他自治体との相互援助体制の強化
- 災害時の情報共有体制の強化

### 実施事業 2 民間事業者等との協力関係の強化

災害時におけるごみの収集・処分及び家屋を解体した際に生じるがれき等の災害廃棄物等の処理を迅速かつ円滑に対応できるよう民間事業者等との協力体制の構築を図ります。

#### 行政の取組

- 民間事業者等との協力体制の強化

### 実施事業 3 ITをより活用した災害時の情報共有体制の強化

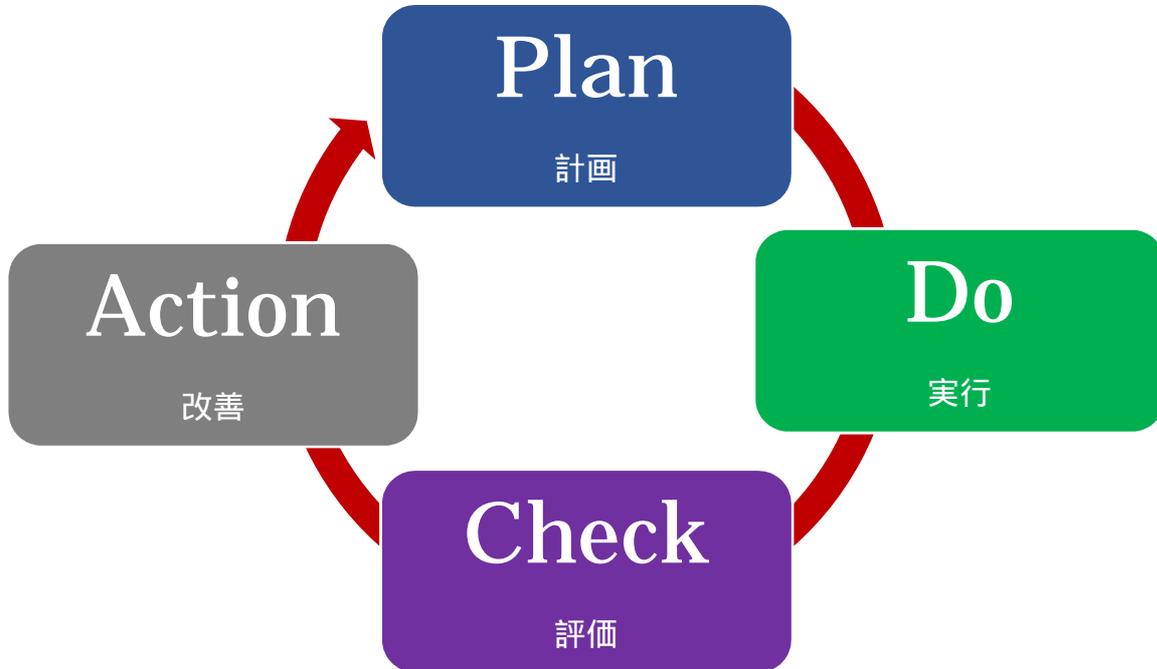
災害時に迅速に市内の被災状況、り災証明の発行状況等の情報を収集するため、スマートフォン、タブレット等の各種情報端末を用いた情報共有体制の強化を図ります。

#### 行政の取組

- 情報端末を活用した被災状況の迅速な情報共有体制の整備

## 6-5 計画の推進に向けて

この基本計画では、計画に基づく施策(Plan)、実施(Do)、評価(Check)及び改善(Action)からなるPDCAマネジメントサイクルによる進行管理を行います。



### 計画の策定(Plan)

- ごみの減量化・資源化等の目標を定め、その目標を達成するために、「第3次相模原市一般廃棄物処理基本計画」を策定します。

### 施策の実行(Do)

- 9年間の計画期間において、一般廃棄物の減量化・資源化及び適正処理を進めるため、市民・事業者・行政の協働による取組を推進します。

### 進行管理・評価・公表(Check)

- この基本計画の進行に当たっては、毎年度、一般廃棄物処理実施計画を作成し、進捗状況を評価・検証し、単年度の見込量を設定します。
- 進捗状況を検証するため、ごみ質測定調査などを実施します。
- 進捗状況については、毎年、相模原市廃棄物減量等推進審議会に報告するとともに、市ホームページなどを通じて広く周知します。

### 改善(Action)

- 一般廃棄物処理実施計画に設定する単年度の見込量の達成状況に基づき、数値目標への到達に向け、施策・事業の見直しを行い、翌年度の一般廃棄物処理実施計画に反映し、公表します。
- 中間目標年度である平成35(2023)年度に、相模原市廃棄物減量等推進審議会に基本計画の改定について諮問を行い、施策の進捗等を総合的に検証するとともに、答申を踏まえて施策・事業や数値目標の改定を行います。





分別戦隊シゲンジャー  
アブラブラウン

# 第7章

# 資料編

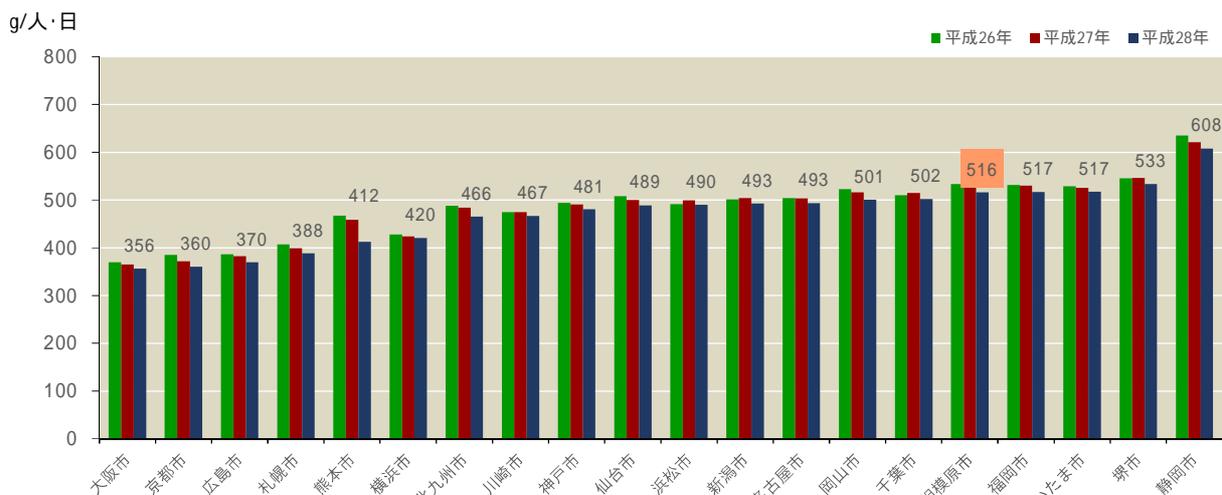


## 7-1 ごみ処理関連データ

### (1) 全国の政令指定都市との比較

全国の政令指定都市のごみ排出状況を整理すると、市民1人1日当たりのごみ排出量では本市は516g、神奈川県内の横浜市は420g、川崎市は467gとなっています。リサイクル率では、本市は20.0%、横浜市は25.0%、川崎市は19.5%となっています。

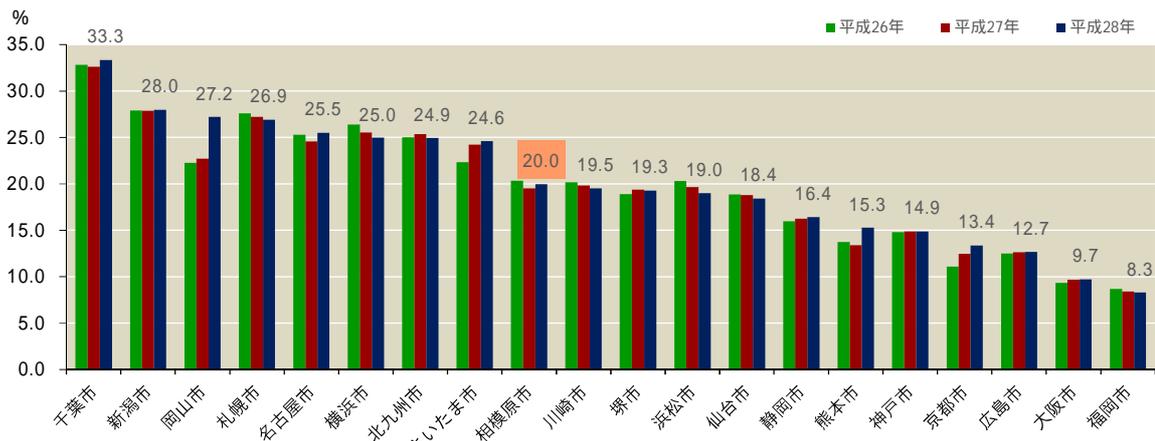
図7-1 政令指定都市の市民1人1日当たりのごみ排出量（H26～H28）



（資料：平成26～平成28年度 一般廃棄物処理実態調査 環境省）

【計算式】（生活系ごみ搬入量-資源ごみ）÷総人口÷365日  
本市の数値目標とは計算式が異なるため、合致しません。

図7-2 政令指定都市のリサイクル率（H26～H28）



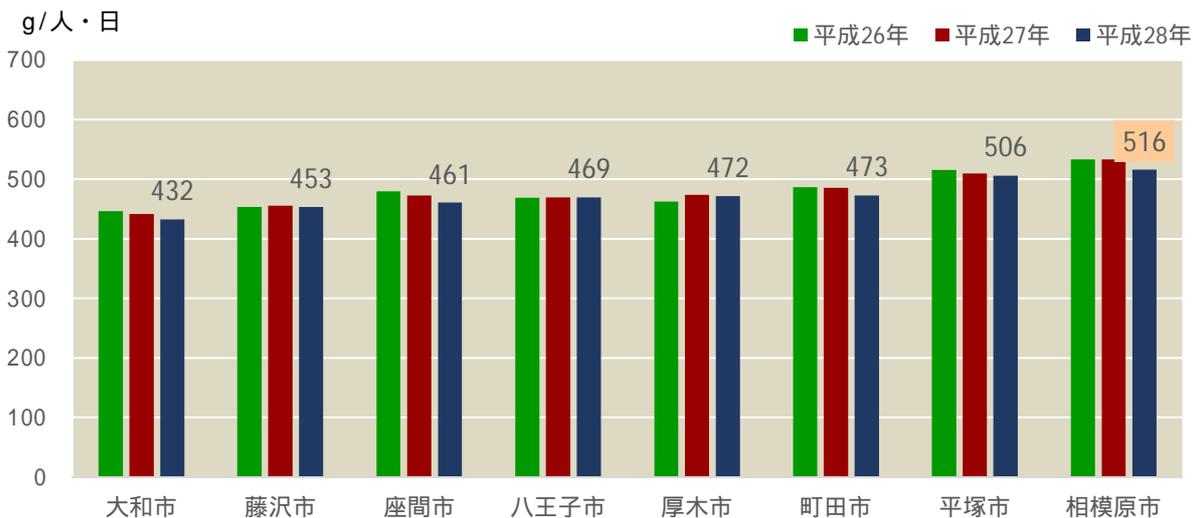
（資料：平成26～平成28年度 一般廃棄物処理実態調査 環境省）

## (2) 近隣市との比較

近隣市のごみ排出状況を整理すると、市民1人1日当たりのごみ排出量では本市は516gで近隣市の432g～506gより多い状況となっています。

リサイクル率では、本市は20.0%で近隣市の23.8%～33.9%より低い状況となっています。

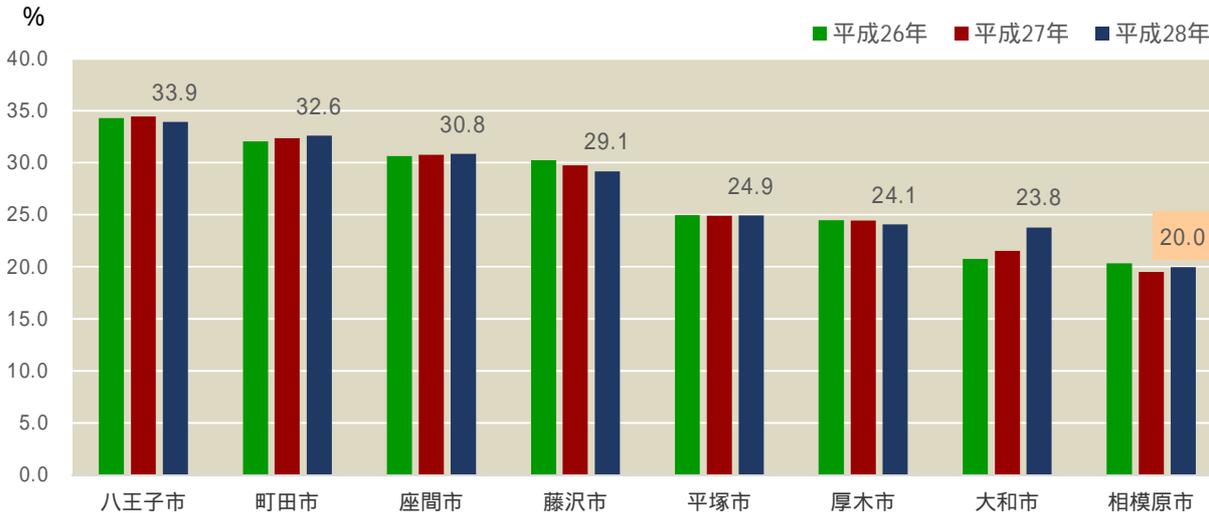
図7-3 近隣市の市民1人1日当たりのごみ排出量（H26～H28）



（資料：平成26～平成28年度 一般廃棄物処理実態調査 環境省）

【計算式】（生活系ごみ搬入量-資源ごみ）÷総人口÷365日  
本市の数値目標とは計算式が異なるため、合致しません。

図7-4 近隣市のリサイクル率（H26～H28）



（資料：平成26～平成28年度 一般廃棄物処理実態調査 環境省）

(3) 家庭系ごみ(一般ごみ)の組成の内訳

表7-1 ごみ質測定調査結果(平成29年度)

大分類	中分類	小分類	重量(kg)	湿重量比(%)	大分類	中分類	小分類	重量(kg)	湿重量比(%)		
紙・布類	紙	紙バック容器	1	1.92	0.94	厨芥類	厨芥類	23	68.37	33.39	
		新聞紙	2	2.79	1.36		(内数)調理くず	51.55	25.17		
		(内数)リサイクル可	0.38	0.19	(内数)食べ残し		8.42	4.11			
		(内数)リサイクル不可	2.41	1.18	(内数)手付かず食品		7.09	3.46			
		雑誌・本類	3	2.26	1.10		(内数)食品外生ごみ	1.31	0.64		
		段ボール	4	1.62	0.79		使用済食用油	24	0.27	0.13	
		広告紙・雑がみ	5	12.41	6.06		(内数)テンプル等で固めたもの	0.20	0.10		
		紙製容器包装	6	10.17	4.97		(内数)ペットボトル等に入れてあるもの(液体)	0.07	0.03		
		その他の紙類(リサイクル不可)	7	14.85	7.25		合 計	68.64	33.52		
		小 計	46.02	22.47	木・竹・わら類		木・竹・わら	25	1.26	0.62	
	布	8	11.79	5.76		その他の木・竹・わら	26	6.88	3.36		
	(内数)リユース可	7.25	3.54	合 計		8.13	3.97				
	(内数)リユース不可	4.54	2.22	不燃物類		ガラス	活ビン(リターナブルびん)	27	0.00	0.00	
	合 計	57.81	28.23		その他のビン 白	28	1.36	0.66			
ビニール・合成樹脂・ゴム・皮革類	合成樹脂	フィルム・シート	9		1.79	0.87	その他のビン 茶	29	0.31	0.15	
		フィルム・シート(容器包装)	10		11.03	5.39	その他のビン その他	30	0.08	0.04	
		ごみ袋	11		1.66	0.81	ガラス	31	0.63	0.31	
		レジ袋	12		5.86	2.86	(内数)蛍光管・体温計(割れているもの)	0.00	0.00		
		(内数)排出用ごみ袋として利用	1.55		0.76	(内数)蛍光管・体温計(割れていないもの)	0.03	0.01			
		(内数)ごみを入れて排出	3.60		1.76	(内数)その他のガラス	0.59	0.29			
		(内数)そのまま排出	0.71		0.35	小 計	2.37	1.16			
		プラスチック成型品	13		5.28	2.58	缶	スチール缶	32	0.58	0.28
		容器包装に関わる成型品	14		7.73	3.77	アルミ缶	33	0.46	0.22	
		容器(ペットボトル)	15		2.09	1.02	小 計	1.04	0.51		
		容器(トレイ)	16		0.61	0.30	金属(食缶以外)	金属類(リサイクル可)	34	0.90	0.44
		(内数)白色以外のトレイ	0.41		0.20	その他金属(リサイクル不可)	35	1.39	0.68		
		(内数)白色トレイ	0.21	0.10	小 計	2.29	1.12				
		容器(その他)(リサイクル不可品)	17	0.21	0.10	陶器・磁器	36	0.95	0.46		
		発泡スチロール	18	0.21	0.10	電池	筒型	37	0.09	0.04	
		紙おむつ・生理用品	19	13.90	6.79	ボタン型	38	0.00	0.00		
	その他の合成樹脂	20	1.17	0.57	小 計	0.09	0.04				
	小 計	51.53	25.16	その他の不燃物	39	1.91	0.93				
	ゴム・皮革	ゴム	21	2.04	1.00	合 計	8.65	4.22			
		皮革	22	1.17	0.57	その他	その他(可燃物)	40	6.82	3.33	
小 計	3.21	1.57	合 計	204.79	100.00						
合 計	54.74	26.73	黄色の網掛けは資源物を示しています。								

(4) 事業系ごみの組成の内訳

表7-2 事業系一般廃棄物組成分析調査(平成28年度)

大分類	中分類	小分類	重量(kg)	構成比(%)	大分類	中分類	小分類	重量(kg)	構成比(%)		
紙・布類	紙	紙バック容器	13.89	0.8	厨芥類	厨芥	厨芥	675.63	41.3		
		新聞紙	18.71	1.1	木・竹・わら類	木・竹・わら類	木製品・木材	12.91	0.8		
		雑誌・本類	14.12	0.9			その他の木・竹・わら	21.65	1.3		
		ダンボール	22.23	1.4	小計			34.56	2.1		
		広告紙	11.83	0.7	不燃物類	ガラス	活ビン (リターナブルビン)	白	0.00	0.0	
		紙製容器	79.35	4.9				茶	0.26	0.0	
		その他の紙	290.31	17.7				その他	0.00	0.0	
	布	布	布	27.01			1.7	その他のビン	白	0.45	0.0
			小計	477.45			29.2		茶	4.55	0.3
	ビニール・合成樹脂・ゴム・皮革類	合成樹脂	フィルム・シート	20.51			1.3	その他	その他	その他	0.00
容器包装に関わるフィルム・シート			109.40	6.7			その他のガラス			0.57	0.0
ごみ袋			35.30	2.2			缶	スチール缶	5.78	0.4	
レジ袋			19.10	1.2				アルミ缶	3.51	0.2	
プラスチック成型品			25.87	1.6			金属	鉄類	3.67	0.2	
容器包装に関わる成型品			55.47	3.4	非鉄金属	1.51		0.1			
ペットボトル			12.58	0.8	金属箔	1.50		0.1			
プラスチックボトル			0.00	0.0	陶器・磁器	陶器・磁器	0.00	0.0			
トレイ			5.87	0.4	乾電池	筒型	0.35	0.0			
容器(その他)			4.07	0.2		ボタン型	0.02	0.0			
発泡スチロール			1.64	0.1	その他不燃物	その他不燃物	2.39	0.1			
スポンジ			0.11	0.0	小計			24.56	1.5		
紙おむつ・生理用品			110.28	6.7	その他	その他	その他	16.92	1.0		
その他合成樹脂類			1.97	0.1	合計			1635.70	100.0		
ゴム・皮革			ゴム	ゴム	3.31	0.2	注) 端数処理の関係上、合計と一致しない場合があります。				
				皮革	1.10	0.1					
小計			406.58	24.9							

## 7-2 策定の経緯

年	月日	会議名	内 容
平成 29	8.22	相模原市廃棄物減量等推進審議会 (平成 29 年度 第 1 回)	・相模原市一般廃棄物処理基本計画 について(諮問)
	12	相模原市廃棄物減量等推進審議会 (平成 29 年度 第 2 回)	・開催スケジュールについて ・「ごみ」や「生活排水」に係る提案 について
	10	相模原市廃棄物減量等推進審議会 (平成 29 年度 第 3 回)	・「ごみ」や「生活排水」に係る提案 について
平成 30	1.19 ~2.9	市民アンケート調査	・対象者：3,000 人 (住民基本台帳から等間隔系統抽出) ・回答数：1,619 件 ・回収率：54.0%
	2.5	相模原市廃棄物減量等推進審議会 (平成 29 年度 第 4 回)	・家庭系廃棄物の減量化・資源化 について
	3.28	相模原市廃棄物減量等推進審議会 (平成 29 年度 第 5 回)	・事業系廃棄物の減量化・資源化 について
	5.21	相模原市廃棄物減量等推進審議会 (平成 30 年度 第 1 回)	・生活排水処理の適正処理について ・災害廃棄物処理体制整備について ・ごみ処理体制の整備について
	7.1	SAGAMIHARA ごみ減量ワークショップ	【テーマ1】ごみの減量化及び資源化 【テーマ2】食品ロス減量
	7.19	相模原市廃棄物減量等推進審議会 (平成 30 年度 第 2 回)	・家庭系廃棄物の減量化・資源化 について(まとめ) ・事業系廃棄物の減量化・資源化 について(まとめ)
	8.20	相模原市廃棄物減量等推進審議会 (平成 30 年度 第 3 回)	・第 3 次相模原市一般廃棄物処理 基本計画 答申(案)について
	10.11	相模原市廃棄物減量等推進審議会 (平成 30 年度 第 4 回)	・第 3 次相模原市一般廃棄物処理 基本計画 答申(案)について
	10.15	第 3 次相模原市一般廃棄物処理基 本計画 答申の手交	
	12	パブリックコメント	
平成 31	3	一般廃棄物処理基本計画策定	

ごみ処理の現状

第 2 次計画の総括

将来推計

目指す姿

目標達成に向けた施策

資料編

## 7-3 相模原市廃棄物減量等推進審議会 委員名簿

(平成30年10月現在・五十音順・敬称略)

	氏名	所属等
1	安西 優花	公募
2	安藤 正義	相模原市老人クラブ連合会
3	池田 珠三子	さがみはら消費者の会
4	猪俣 聡	神奈川県立学校長会議 相模原地区会議
5	内山 尚美	さがみはらリサイクル連絡会
6	王 文聡	公募
7	大河内 初雄	相模原商工会議所
	五十嵐 道夫	
8	大河内 由美子	麻布大学
9	落合 幸男	相模原市農業協同組合
	小清水 忠雄	
-	大矢 敏	公募
10	河本 博	相模原市廃棄物減量等代表推進員
11	菅野 泰男	相模原市子ども会育成連絡協議会
12	坂本 堯則	相模原市自治会連合会
13	成井 マユミ	特定非営利活動法人 男女共同参画さがみはら
14	原 正弘	神奈川県県央地区廃棄物処理業協議会
15	藤倉 まなみ	桜美林大学
16	不破 薫	相模原廃棄物対策協議会
17	三須 城太郎	相模原地域連合
18	宮津 敏信	公募
19	山口 弘一	津久井地域不法投棄防止協議会
	本田 泰章	

は、審議期間中（平成29年8月から平成30年10月まで）に退任された委員

## 7-4 用語集

### [A ~ Z]

○SDGs ( Sustainable Development Goals ) : 持続可能な開発目標

平成 27 年 ( 2015 年 ) 9 月「持続可能な開発に関するサミット」において、貧困や格差がなく気候変動の緩和された持続可能な世界の実現に向けて採択された、2030 年までに目指すべき新しい世界の目標のことです。

### [あ行]

○一般廃棄物

産業廃棄物以外の廃棄物のこと。一般廃棄物はさらに「ごみ」と「し尿」に分類されます。また、「ごみ」は商店、オフィス、レストラン等の事業活動に伴って生じた「事業系ごみ」と一般家庭の日常生活に伴って生じた「家庭系ごみ」に分類されます。

○一般廃棄物処理実施計画

市町村に策定が義務付けられている「一般廃棄物処理計画」のうち、一般廃棄物の処理に関する事業計画を単年度ごとに定める計画のことです。

### [か行]

○拡大生産者責任

生産した製品が使用され、廃棄された後においても、当該製品の適正なりサイクルや処分について、生産者が物理的・財政的に一定の責任を負うという考え方のことです。具体的には、製品設計の工夫、製品の材質・成分表示、一定製品について廃棄された後に生産者が引取りやりサイクルを実施すること等が含まれます。

○合併処理浄化槽

主に家屋ごとに設置され、し尿と台所・浴室等から排出される生活雑排水を合わせて処理する浄化槽のことです。

○高度処理型合併浄化槽

窒素やリンの除去能力を有する合併処理浄化槽のことです。

### ○個別リサイクル法

容器包装リサイクル法（容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（平成7年法律第112号）をいう。）、家電リサイクル法（特定家庭用機器再商品化法（平成10年法律第97号）をいう。）、建設リサイクル（建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）をいう。）食品リサイクル法（食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（平成12年法律第116号）をいう。）自動車リサイクル法（使用済自動車の再資源化等に関する法律（平成14年法律第87号）をいう）小型家電リサイクル法（使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律（平成24年法律第57号）をいう。）の6つの法律のことです。各品目に対応した再資源化の促進等に関して定めています。

### ○ごみの組成

ごみの中に含まれる物質の種類別重量内訳のことです。ごみがこういったもので構成されるかを知るための参考となります。分析時に乾燥した状態（乾ベース）で重量を測定する方法と湿潤状態（湿ベース）で重量を測定する方法があります。

## 【さ行】

### ○災害廃棄物

地震、津波、洪水等の災害に伴って発生する廃棄物のことです。倒壊・破損した建物などがれき、木くず、コンクリート塊、金属くず等のことをいいます。

### ○最終処分

中間処理後の残さが周辺環境に影響を及ぼさないよう、最終処分場に埋立処分を行うことです。

### ○産業廃棄物

事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、廃棄物処理法で規定された汚泥、廃油、廃プラスチック等の20種類の廃棄物のことです。

### ○循環型社会

大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会に代わるものとして提示された概念のことです。循環型社会形成推進基本法では、第一に製品などが廃棄物等となることを抑制し、第二に排出された廃棄物等についてはできるだけ資源として適正に利用し、最後にどうしても利用できないものは適正に処分することが徹底されることにより実現される「天然資源の消費が抑制され、環境への負荷ができる限り低減された社会」としています。

### ○循環型社会形成推進基本計画

循環型社会形成推進基本法に基づき、循環型社会の形成に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るために国が定めた計画の事です。平成30年6月19日に閣議決定され、新たな計画では、環境的側面、経済的側面及び社会的側面の統合的向上を掲げた上で、重要な方向性として、地域循環共生圏形成による地域活性化、ライフサイクル全体での徹底的な資源循環、適正処理の更なる推進と環境再生などを掲げ、その実現に向けておおむね2025年までに国が講ずべき施策を示しています。

### ○循環型社会形成推進基本法

循環型社会の形成を推進する基本的な枠組みとなる法律として、廃棄物・リサイクル対策を総合的かつ計画的に推進するための基盤を確立するとともに、個別の廃棄物・リサイクル関係法律とともに循環型社会の形成に向け実行ある取組の推進を図るものとして、2000年(平成12年)6月に制定された法律の事です。

### ○資源有効利用促進法(資源の有効な利用の促進に関する法律(平成3年法律第48号))

循環型社会を形成していくために必要な3R(リデュース・リユース・リサイクル)の取組を総合的に推進することを目的として2000年(平成12年5月)に制定された法律の事です。

### ○収集運搬許可業者

「廃棄物処理法」に基づき、市長の許可を受けて一般廃棄物の収集運搬を業として行う者のことです。

### ○焼却灰

ごみを焼却した際に、燃え殻として残り、焼却炉から排出されたもののことです。

## [た 行]

### ○ダム集水区域

降雨する水がダム湖に直接流入する区域をいいます。

### ○ダム集水区域外

ダム集水区域の下流にある区域をいいます。

### ○中間処理

収集したごみが最終処分に至るまでの間に行われる処理の事です。破碎、圧縮及び焼却処理をいいます。

### ○低炭素社会

二酸化炭素の排出を削減し、地球温暖化の防止を目的とした社会像のことをいいます。

## [な行]

### ○生ごみの堆肥化

生ごみを微生物の働きで分解し、肥料（堆肥）を生成することです。本市では、家庭で行うことができるごみ減量の取組として、コンポスト容器の無償貸与や家庭用生ごみ処理機などの購入費に対して補助を行い推進しています。

## [は行]

### ○廃棄物処理法

廃棄物の排出抑制及び適正な処理の実施により、生活環境の保全と公衆衛生の向上を図ることを目的とした法律のことです。廃棄物の定義や国民、事業者及び地方公共団体の責務、一般廃棄物の処理、産業廃棄物の処理等について定められています。

### ○フードドライブ

家庭で余っている食品を持ち寄り、フードバンクや福祉施設などに寄付することで、食べ物を必要としている人に届ける活動をいいます。

### ○フードバンク

包装の痛みなどで、品質に問題がないにもかかわらず市場で流通できなくなった食品を、企業から寄附を受け福祉施設などに配給する活動及びその活動を行う団体のことです。

### ○分別収集計画

容器包装廃棄物の排出量の見込みや種類、施設の整備に関する事項など、容器包装廃棄物の分別収集に関する基本的事項を定めた計画のことです。容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（容器包装リサイクル法）第8条において、容器包装廃棄物の分別収集を行う市町村は、3年ごとに、5年を1期として定めることとされています。

## [や行]

### ○溶融スラグ

一般廃棄物等の焼却施設から発生する焼却灰等を溶融固化したもので、道路用溶融スラグ骨材やコンクリート用溶融スラグ細骨材として利用されています。

南清掃工場においては、流動床式ガス化溶融炉でスラグが生成されています。

## [ら行]

### ○リサイクル（再生利用）

ごみを資源として再利用すること。びんを砕いて再度びんを製造するなど、原材料として再利用する再生利用と焼却して熱エネルギーを回収するサーマル・リサイクル（熱回収）があります。

### ○リデュース（発生抑制）

ものを大切に使い、ごみを減らすことをいいます。リサイクルより優先して実施することとされている取組です。

### ○リフューズ

ごみになるものを受け取らないこと。具体的な取組には、スーパーのレジ袋や包装紙・割り箸等を購入時に断ることや本当に必要な物以外を衝動買いしないことなどがあります。

### ○リユース（再使用）

一旦使用された製品や容器等を繰り返し使うことです。

## [数字]

### ○4 R

リデュース（Reduce）・リユース（Reuse）・リサイクル（Recycle）の3 Rにプラスして、リフューズ（Refuse）を含めた4つの頭文字をとったものです。

本市ではこの4 Rの取組を推進しており、循環型社会を形成していくための基本的な取組のことです。

### ○3010 運動

3010 運動は、宴会時の食べ残しを減らすためのキャンペーンで、「乾杯後 30 分間は席を立たずに料理を楽しみましょう」、「お開き 10 分前になったら、自分の席に戻って、再度料理を楽しみましょう」と呼びかけて、食品ロスを削減するものです。



第3次相模原市一般廃棄物処理基本計画

発行 平成 年 月

編集 相模原市 環境経済局 資源循環部 廃棄物政策課

〒252-5277

神奈川県相模原市中央区中央2丁目11番15号

TEL 042-754-1111(代表)

FAX 042-753-9413(代表)

E-mail [haiki-seisaku@city.sagamihara.kanagawa.jp](mailto:haiki-seisaku@city.sagamihara.kanagawa.jp)

